



桂川町 男女共同参画 基本計画



平成28年3月
桂川町

は じ め に

本町は、「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念として、「第5次桂川町総合計画」では「協働で未来（夢）を拓く～笑顔あふれるまち“けいせん”」を将来像とし、町づくりひとづくりを推進しています。

総合計画では、男女共同参画社会の確立を基本施策として、女性があらゆる分野に参画し、男女がともに輝くまちづくりを目指す男女共同参画社会の形成に取り組んでいます。



近年、少子高齢化・人口減少社会の本格化や経済のグローバル化、ライフスタイルの多様化など、私たちは社会経済情勢の大きな変化の中にあります。こうした変化に対応し、活力あるまちであり続けるためには、誰もがお互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の確立が不可欠であります。

本計画の策定を機に、今後さらに、町民、事業者、行政が協働、連携のもと、男女共同参画の意識づくり、教育・学習の推進、性の尊重と暴力の根絶、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、家庭及び職場での男女共同参画の推進等に取り組み、本計画の基本理念である「男女が互いを尊重し、すべての人が自分らしく輝けるまち“けいせん”」を目指していきます。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町男女共同参画施策推進協議会」の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメント等を通じて、ご意見をいただきました関係機関や町民の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

平成28年3月

桂川町長 井上 利一

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
5	男女を取り巻く桂川町の現状	3

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の視点	11
2	計画の基本理念	14
3	計画の基本目標	15
4	計画の体系	16

第3章 基本目標達成のための取組

基本目標 1	男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり	19
1	男女共同参画の意識づくり	19
2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	23
3	性の尊重と暴力の根絶	28
基本目標 2	男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり	35
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	35
2	家庭における男女共同参画の促進	39
3	働く場における男女共同参画の促進	43
基本目標 3	男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり	49
1	社会における意思決定過程への男女共同参画の促進	49
2	地域社会への男女共同参画の促進	52

第4章 計画の推進と推進体制の整備

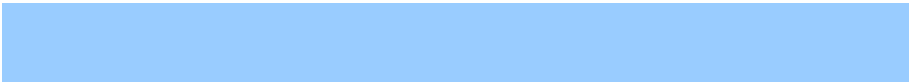
1	庁内推進体制の充実	59
2	町民・事業者等との連携の推進	59
3	国・県・他市町村との連携及び協力	60
4	計画の進行管理	60

資料編

1	男女共同参画の推進に関する年表	63
2	男女共同参画社会基本法	67
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	73
4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	86
5	桂川町男女共同参画施策推進協議会設置要綱	96
6	桂川町男女共同参画施策推進協議会委員名簿	98
7	桂川町男女共同参画施策推進協議会開催状況	98



第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢人口は平成7年をピークに、また、総人口も平成20年をピークに減少に転じています。今後も労働力人口や消費者数の減少による経済成長力の低下が懸念される中、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会の構築が重要な課題となっています。

また、未婚・非婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の変容や、地域社会における人間関係の希薄化に加え、グローバル化の進展、失業者や非正規労働者の増加等により、経済的困難に加えて、日常生活の困難や地域社会における孤立など社会生活上の困難を含めた「生活困難」を抱える人が増えています。

これらの諸問題に対応するためには、社会生活と私生活の両面にわたって、男女を問わず一人ひとりの個性や能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠となっています。男女共同参画社会基本法においても、男女共同参画社会の実現は21世紀における最重要課題と位置づけられており、市町村においては男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

また、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が制定され、さまざまな分野での女性の活躍への期待と関心がさらに高まりつつあります。

一方、本町では、地方分権時代における住民自治のまちづくりを推進するため、平成26年10月に「桂川町自治基本条例」を制定し、平成27年4月に施行していますが、同条例第22条第1項で「男女共同参画の推進」を町の基本姿勢として明記するとともに、同条第2項で「男女共同参画の推進に関する事項」を定める条例を制定すると規定しています。

そこで、「（仮称）男女共同参画推進条例」の制定に先立ち、現時点における本町の男女共同参画に関する現状と課題を明らかにし、町全体で男女共同参画社会の実現に取り組み、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において積極的にまちづくりに参画できる町となるよう、その基本的な指針として「桂川町男女共同参画基本計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、桂川町の男女共同参画を推進するための基本指針となるものです。

また、策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次福岡県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「第5次桂川町総合計画」をはじめとする各種計画との整合を図っています。

なお、基本目標1の「重点目標3. 性の尊重と暴力の根絶」に係る部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく基本計画（DV対策基本計画）としても位置づけ、施策を一体的に推進することとします。

また、基本目標2を達成するための取組の一部には、女性の職業生活における活躍の推進に係る取組を含んでおり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけます。

3 計画の期間

この計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年計画とします。

4 計画の策定体制

（1）協議会の設置

本計画の策定にあたっては、関係団体の代表者等と公募の委員で構成する「桂川町男女共同参画施策推進協議会」を設置し、幅広い意見の集約を行いました。

（２）町民アンケートの実施

本計画を策定するにあたっては、町民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「男女共同参画に関する町民アンケート」（以下「町民アンケート」という。）を実施しました。

●町民アンケートの実施概要

調査対象	町内在住の満 20 歳以上の男女から無作為抽出した 2,000 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 27 年 9 月 8 日～9 月 24 日（調査基準日：9 月 1 日）
回収結果	有効回収数：637 件（有効回収率：31.9%）

（３）パブリックコメントの実施

平成 28 年 2 月に、計画素案を公表し、町民からの意見募集を行いました。

5 男女を取り巻く桂川町の現状

（１）少子高齢化の進展

本町における平成 12 年以降の年齢 3 区分別人口の推移（図 1-1 参照）を見ると、15 歳未満の年少人口が減少を続けているのに対し、65 歳以上の老年人口は増加を続けており、いわゆる少子高齢化が進行し続けていることがわかります。

また、本町の合計特殊出生率^{*}は、平成 15～19 年に 1.33 と最低を記録し、その後、上昇に転じていますが、福岡県と同様、依然として人口維持に必要とされる人口置換水準（2.07）を大きく下回る状態が続いています（図 1-2 参照）。平成 20 年以降の人口動態を見ても、自然動態は一貫して死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており（図 1-3 参照）、社会動態についても平成 24 年と 27 年は転入数が転出数を上回る社会増となっていますが、それ以外は社会減の状態となっています（図 1-4 参照）。さらに、人口ピラミッド（図 1-5 参照）を見てもわかるように、現在 65～69 歳に次いで人口の多い 60～64 歳が、今後順次高齢期に移行していくため、高齢化はさらに急速に進行することが予想されます。

このような少子高齢化の進展は、若年労働力の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増大と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、

社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、社会のあらゆる仕組みの中に、高齢者の自立を支え、社会参加を促すハード・ソフト両面の整備が必要です。

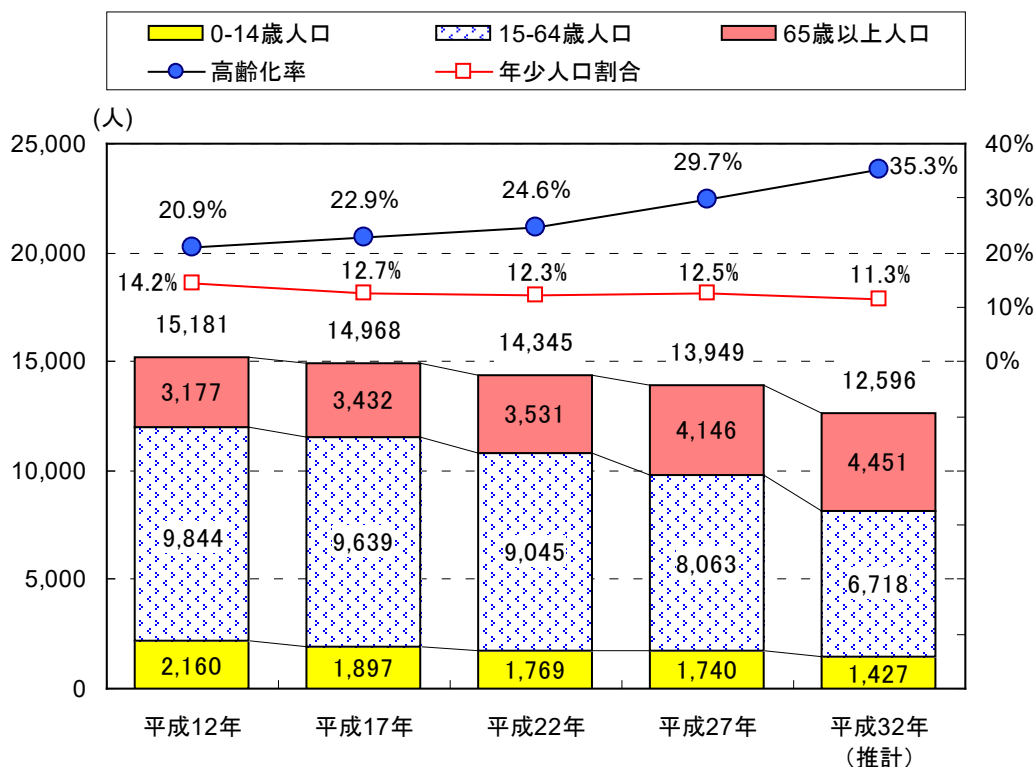
また、少子化については、晩婚化・非婚化が主な要因とされていますが(図 1-6 参照)、社会全般の個人主義化などとともに、家庭生活における役割分担の偏り、子育てにかかる経済的負担や精神的な不安感・孤独感、仕事との両立の難しさなど、多くの要因が複雑に作用する中で個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。

このような状況に対し、本町では、平成 27 年度に「桂川町人口ビジョン・地方創生総合戦略」を策定し、雇用対策や子育て支援、人材の育成・定着、活力ある地域づくりを推進することとしています。本計画においても女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの促進など、既存の子育て支援施策に加え、結婚や子育てなどの人生の節目・転換期に対応した長期的な視点に立った生活設計や、個人の望む人生設計が実現できるような施策の展開が求められています。

※合計特殊出生率：

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当するとされる。

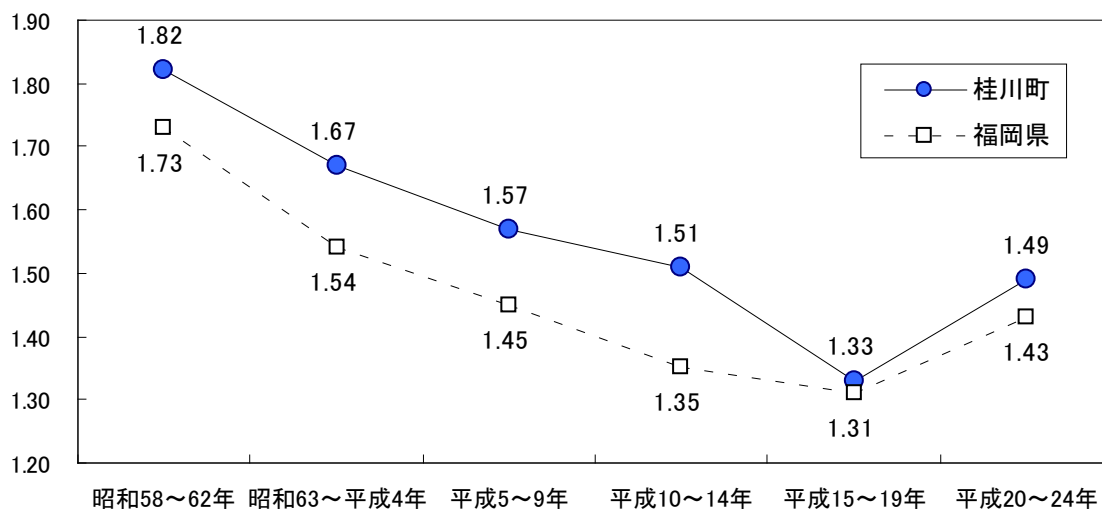
図 1-1 年齢 3 区分別人口の推移



※平成32年は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図 1-2 合計特殊出生率（ベイズ推定値※）の推移

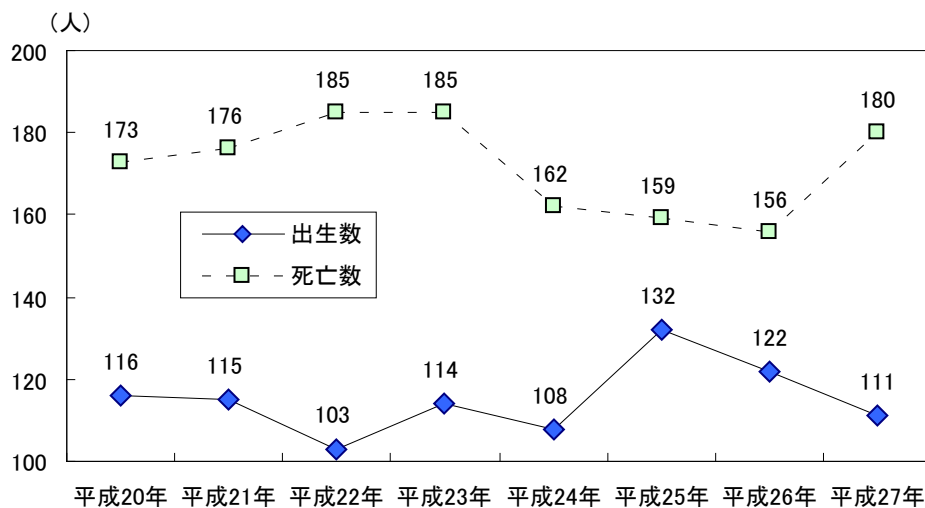


資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告（厚生労働省大臣官房統計情報部）

※ベイズ推定値：

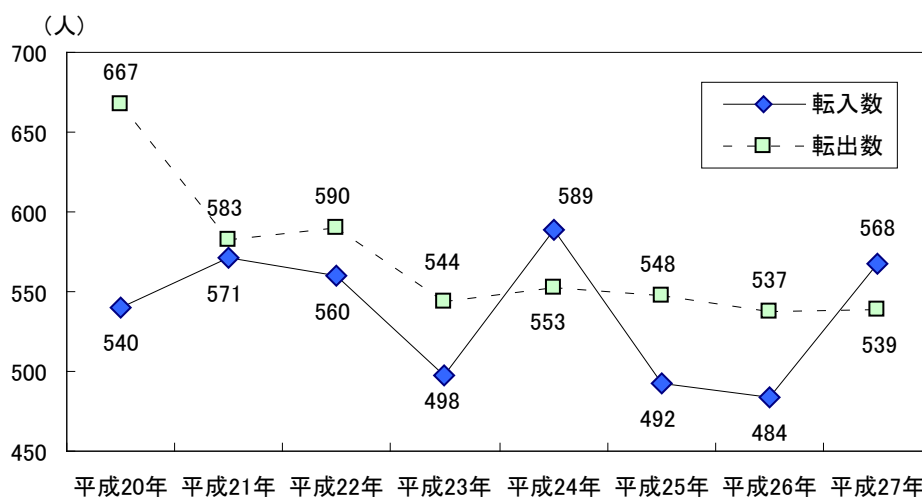
本町のような小地域では、当該地域内の出生データが少なく、年によるばらつきが多くなるため、ここでの数字はベイズ推定値を使っている。ベイズ推定では、本町を含むより広い地域の出生状況を情報として活用し、これと本町固有の出生数等の観測データとを総合化して合計特殊出生率を推定している。

図 1-3 出生数・死亡数の推移



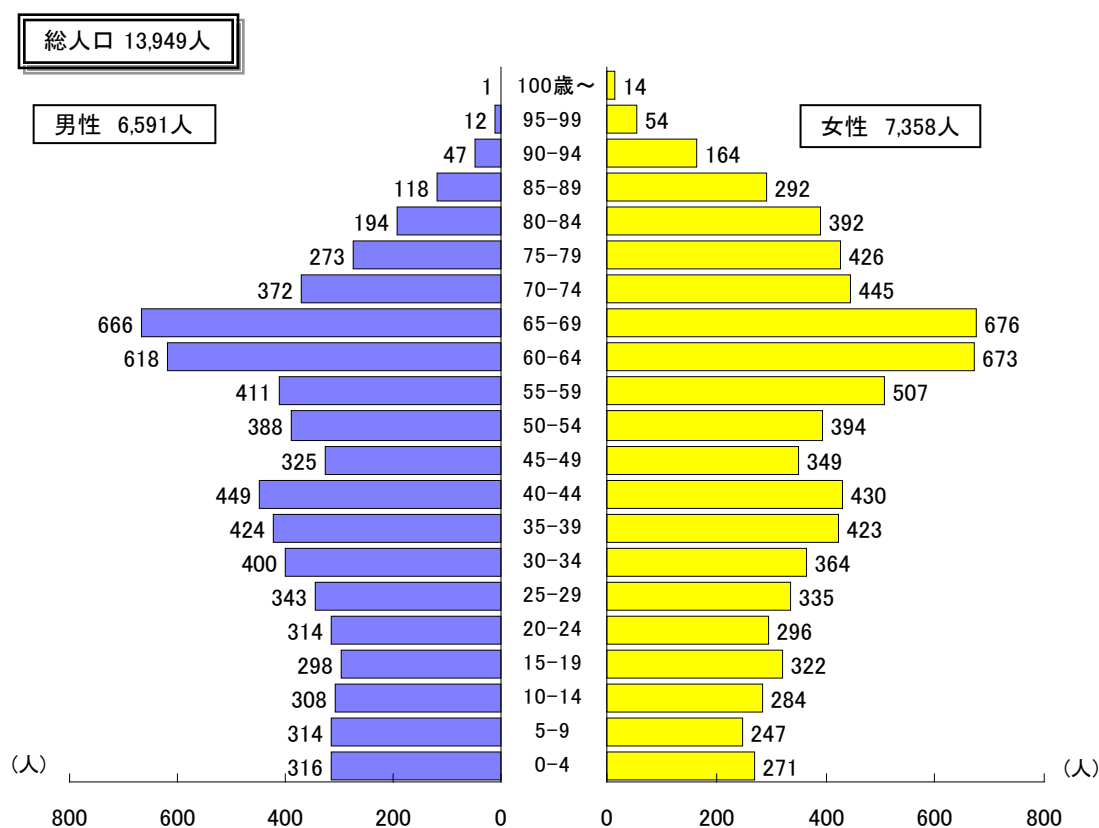
資料：住民基本台帳

図 1-4 転入数・転出数の推移



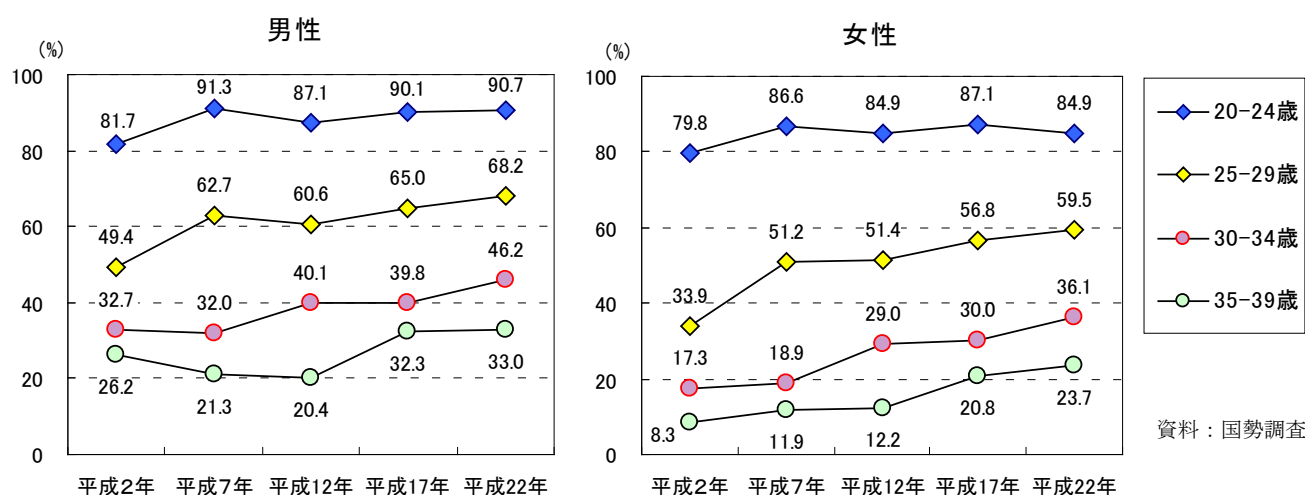
資料：住民基本台帳

図 1-5 平成 27 年 10 月 1 日現在の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳

図 1-6 年齢階層別未婚率の推移



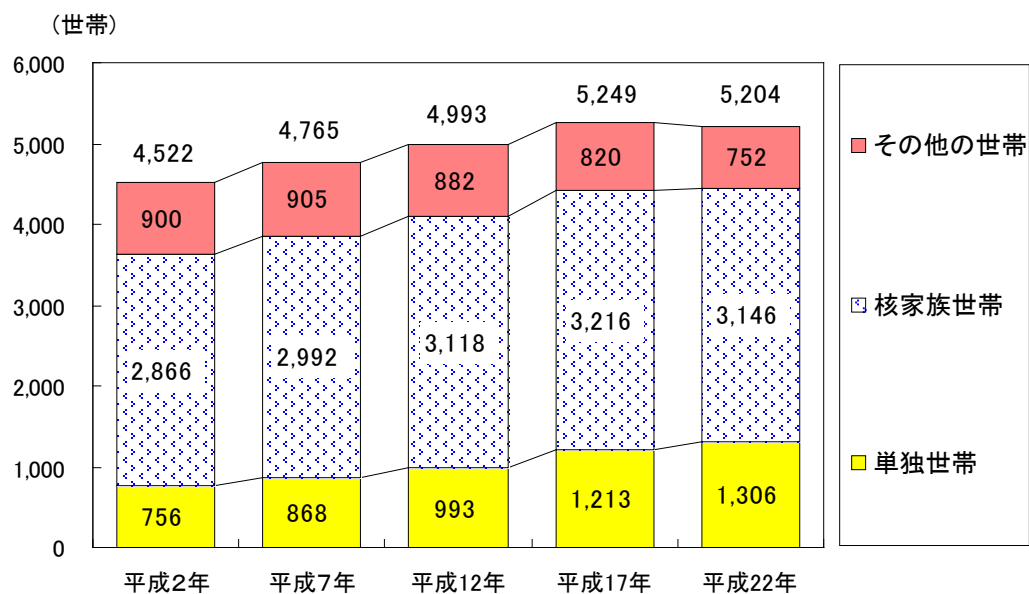
(2) 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行したのは数十年前からですが、近年は、さらに1人や2人の世帯が増える傾向にあり（図1-7参照）、本町の1世帯あたりの平均人数は2.7人となっています（平成22年国勢調査）。これは、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていることでもあります。若い世代にも同じような傾向が見られるようです。世帯人数の減少は、必然的に家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなり、家庭の安定を保つには、従来の固定的な性別役割分担を解消し、男女が共に家事や育児を担っていくことが必要です。

また、最近はやや落ち着いた感がありますが、近年の離婚件数の増加（図1-8参照）は、ひとり親家庭やステップファミリー（ひとり親がそれぞれ子どもを連れて結婚するなど、義理の間柄の子どもなどが含まれる家族）など、家族構成の多様化にもつながっています。

このような家族形態の多様化によってもたらされた現在の状況と、従来の画一的な家族像（夫婦と子どもを基礎単位とした家族）を基本とした現行の社会制度や社会慣行との間には様々なギャップが生じており、それを解消するためには、多様化を前提とした最適な社会制度の構築が必要となっています。

図 1-7 一般世帯数※の推移

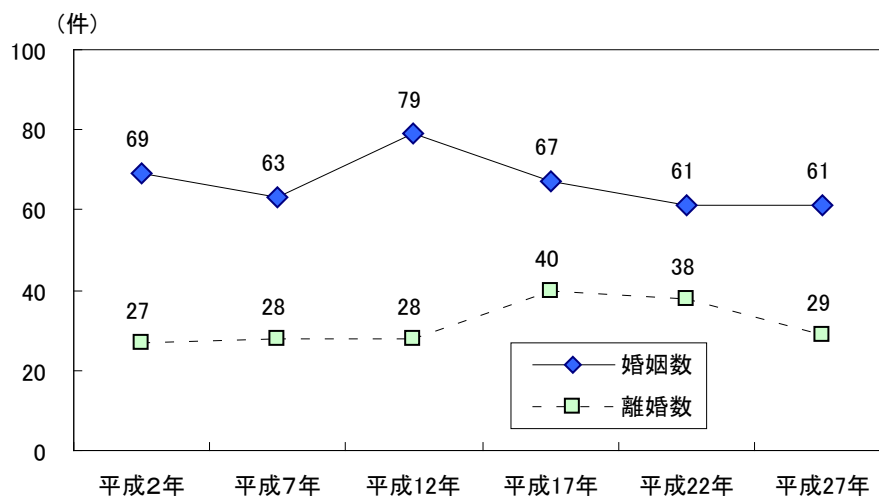


(各年10月1日現在)

資料:国勢調査

※一般世帯数：総世帯数から施設等の世帯数を除いた数

図 1-8 婚姻・離婚件数の推移



資料：戸籍受附帳

(3) 経済状況及び就業構造の変化

わが国の経済は、長引くデフレに苦しみ、長期的に低迷を続けてきました。厳しい経済情勢の中、失業者や非正規雇用が増加する一方で、長時間労働という問題も発生しています。失業者や非正規雇用の増加は、男性の「家族を養うことができる収入を得る」、「誰もが結婚できる」といったこれまでの前提を覆し、経済的理由で結婚できない若者が増加する一方、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の「家庭ばなれ、地域ばなれ」にもつながっています。

一方、国の労働力調査結果によると、平成4年頃から継続して、共働き世帯数が男性片働き世帯を上回り、現在も増加傾向にあります。女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。これらのことは、男女の賃金格差につながるとともに、将来、経済的自立が困難な高齢単身女性を生み出すことにもつながることとなっています。

女性が出産・子育て・介護などにより就業を中断することなく継続できるよう支援するとともに、就業意欲と能力の向上を図る必要があります。そのためには、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和など、関係するさまざまな取組を推進することが求められています。

なお、最近、一部企業の収益が回復し、ようやく経済の好循環が生まれつつありますが、これが雇用拡大や賃金上昇につながれば、その企業活動の担い手として、今後ますます女性の活躍の重要性が高まることになります。

(4) 地域コミュニティの変容

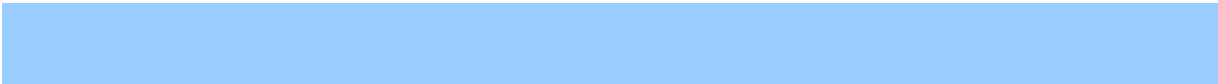
少子高齢化や都市化の進展、家族形態や個人の意識、ライフスタイルの多様化などにより、これまでの地縁、血縁などに基づく地域の連帯感や支え合いの力が弱体化しています。しかし、地域社会は町民一人ひとりが豊かな生活を送るための共通の基盤であり、特に地域住民の安全・安心を確保する上で地域の果たす役割は大きく、地域コミュニティの再構築とその活動の活性化が求められています。

他方、自由時間の増大や個性や能力を重視する価値観の広がりなどを背景に、社会参加による自己実現を図ろうとする意識が高まり、ボランティアやNPO（民間の非営利組織）活動への参加の動きが広がりを見せつつあるという現実もあります。また、高齢者、障がい者などこれまでサービスの受け手として考えられていた人たちが、ボランティア活動などに主体的に取り組むなど、新たな充実感や生きがいを見出し社会活動に参加しようとする意識も芽生えてきています。

地域福祉の重要性が指摘される今日、こうした市民の新しい地域活動と、従来の地縁、血縁などに基づく地域コミュニティ活動の連携は、今後の大きな課題です。平成 27 年度策定の「桂川町地域福祉計画」とも連携しながら、地域全体で日常生活上の不安の解消や生活課題の解決を図り、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことが求められています。



第2章 計画の基本的な考え方



1 計画策定の視点

(1) 女性の活躍推進と働き方改革

現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わりつつあります。これまでも少子高齢化により労働力人口が急減する中で、経済成長を遂げていくためには、女性をはじめとした多様な人材の労働市場への参加を促し、全員参加型の社会の実現を図ることが必要と言われてきました。しかし、平成26年の「日本再興戦略」では、これまでのように労働力人口という量的な側面だけではなく、女性視点による経営戦略の構築など個々の女性の能力を活かすという質的な側面が重要であり、「指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度」「第1子出産前後の女性の継続就業率55%」「25歳～44歳の女性就業率73%」「男性の育児休業取得率13%」という目標が掲げられています。そして、これらの目標の実現に向け、女性が働きやすい環境を整え社会に活力を取り戻す動きがスタートしています。具体的には、女性活躍推進に積極的に取り組む事業所を適切に評価し、公共調達における受注機会の増大を図ることや、事業所における女性の登用状況の「見える化」を要請すること等が盛り込まれています。

こうした中、「女性活躍推進法」が平成27年に成立したところであり、今後ますます、女性の職業生活における活躍の推進が求められています。

さらに、正規雇用者の長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用など、根深く残る特徴的な働き方が、女性の活躍を妨げる一要因ともされており、これまでの働き方を根本的に見直すことが求められています。

本町においても、これらの動向を契機として、働く女性が、男性とともにその能力を十分に発揮できるように、長時間労働の抑制、休暇の取得などによる働き方改革を推進し、男女間格差を是正する事業所の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を促す必要があります。

すべての女性が自らの意思により、その個性と能力を十分発揮できるよう、女性の活躍を強力に推進することが必要です。

(2) 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画は、女性の課題と捉われがちですが、男女共同参画社会は、男性にとっても仕事と家庭を両立し、地域コミュニティへの参加や自己啓発に取り組むことのできる、暮らしやすい社会です。

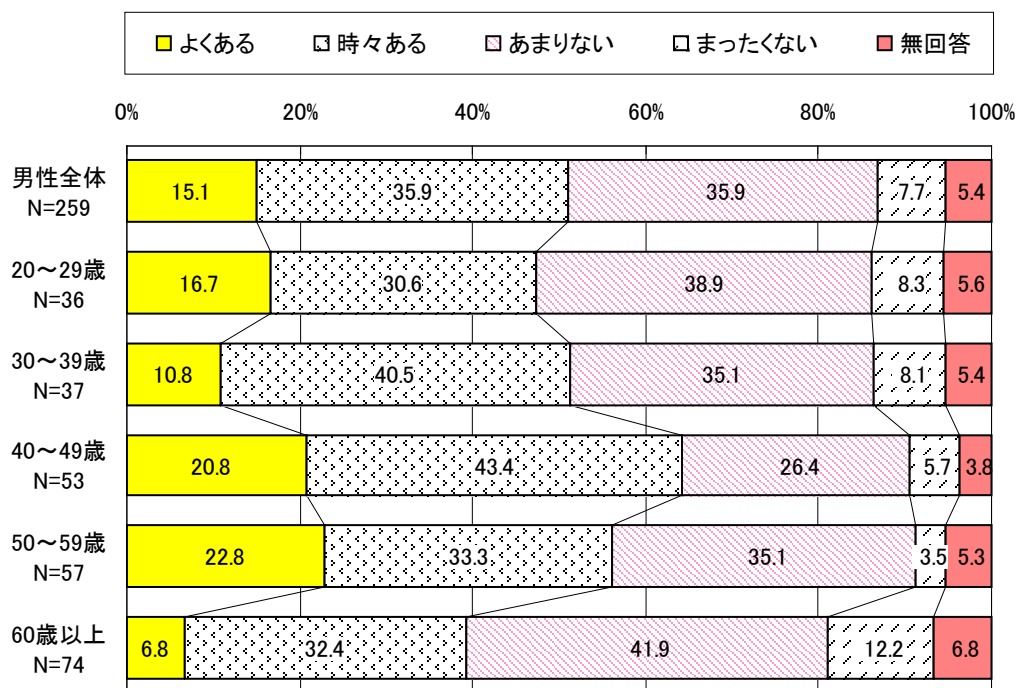
女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、男女共同参画の成果は見える形で表れていない状況です。その原因として、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識など、さまざまな社会制度や慣行があります。男性の長時間労働を前提とした従来の働き方は、子育て・家事・介護等への主体的な参画を困難にしています。

男女共同参画の必要性を男性自身が認識し、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性が主体的に地域や家庭へ参画する意欲が高まるように働きかけることが必要です。

町民アンケートの結果を見ても、「経済力が求められるから」、「仕事を優先しないといけないから」といった理由で、男性であるがゆえに「大変だな」と感じたことがある男性が少なくないことがわかります（図 2-1、図 2-2 参照）。

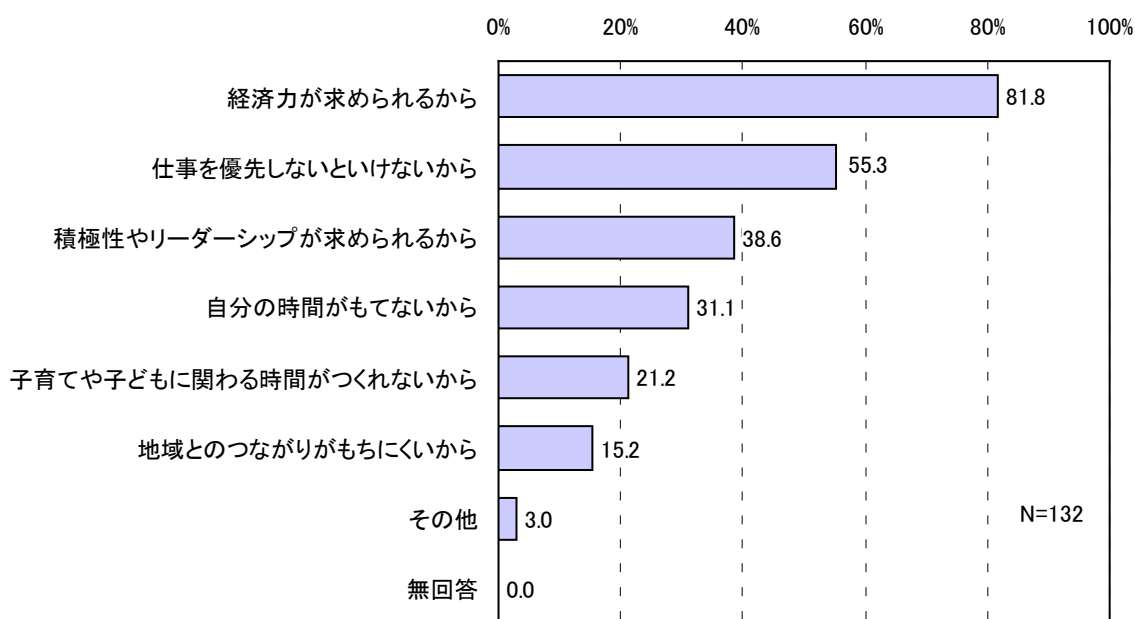
この計画は、女性だけでなく、男性の生き方も視野に入れ、文字通り男女がともに様々な社会活動を担い、ともに社会を創っていくためには、どうすればいいのかという視点で、家庭生活のあり方から地域活動への参画、さらには、働き方の見直しも含め、より総合的に考えていくものとします。

図 2-1 男性であるがゆえに大変だと感じたことがあるか



資料：町民アンケート結果

図 2-2 男性であるがゆえに大変だと感じた理由



資料：町民アンケート結果

(3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。特に、配偶者等からの暴力は被害者の生命や身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪であると同時に、子どもへの影響や児童虐待につながる行為であるにもかかわらず、潜在化しやすく、暴力がエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。

また、近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても迅速かつ的確に対応していく必要があります。そのため、暴力を容認しない社会認識の徹底等、根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を推進することが必要です。

(4) さまざまな困難な状況にある人々への対応

単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加などを背景として、生活上の困難に陥りやすい状況が幅広い層に広がっています。特に貧困については、母子家庭であるひとり親世帯でその割合が高く、その影響から子どもの貧困率も近年上昇傾向にあります。現在の生活上の困難に対応するとともに、個々の世帯の実情に沿った切れ目のない支援により、世代間連鎖を断ち切ることが重要です。

また、性的指向※¹や性別違和※²を理由として、生きづらさを感じている人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

※1 性的指向：

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

※2 性別違和：

生物学的な性別（からだの性）と自己意識（心の性）の不一致により違和感を覚えること。

（５）地域における身近な男女共同参画の推進

地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加など家族形態の変化などの中で、子どもや高齢者など地域住民の安全・安心を確保する地域の役割は重要となっています。

そのような地域力を高めていくためには、地域における方針決定過程への女性の参画の推進と、地域社会において過ごす時間が増える町民の防犯・防災など新たな活動に参画できる機会や場の提供が必要です。また、災害等の被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することや、防災等の取組を進めるにあたり、男女のニーズの違いを把握する必要があることが明らかになっています。

このようなことから、地域や地域に住む人々が現在抱えている課題を解決するためには、あらゆる人々の身近な暮らしの中に男女共同参画の視点が必要であることを広く啓発することが重要です。

2 計画の基本理念

**男女が互いを尊重し、
すべての人が自分らしく輝けるまち “けいせん”**

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本町では、男女共同参画社会を確立し、「男女が互いを尊重し、すべての人が自分らしく輝けるまち “けいせん”」をめざします。

3 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、町民・事業者・行政がめざすべき社会の姿を描き、計画の基本目標とします。

(1) 男女が互いに認め合い尊重し合う社会

【めざす姿】

- ・固定的な性別役割分担意識に基づく社会通念や慣習が見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。
- ・町民は、互いの性や個性を大切にし、一人ひとりの生き方を尊重し合っています。

(2) 男女が仕事も家庭もともに担う社会

【めざす姿】

- ・男性も女性も、ともに積極的に子育て・介護・家事などに参画し、喜びも苦労も分かち合っています。
- ・男性も女性も、ともに仕事と家庭・地域生活を両立させ、充実した生活を営んでいます。

(3) 男女が地域や社会に積極的に参画する社会

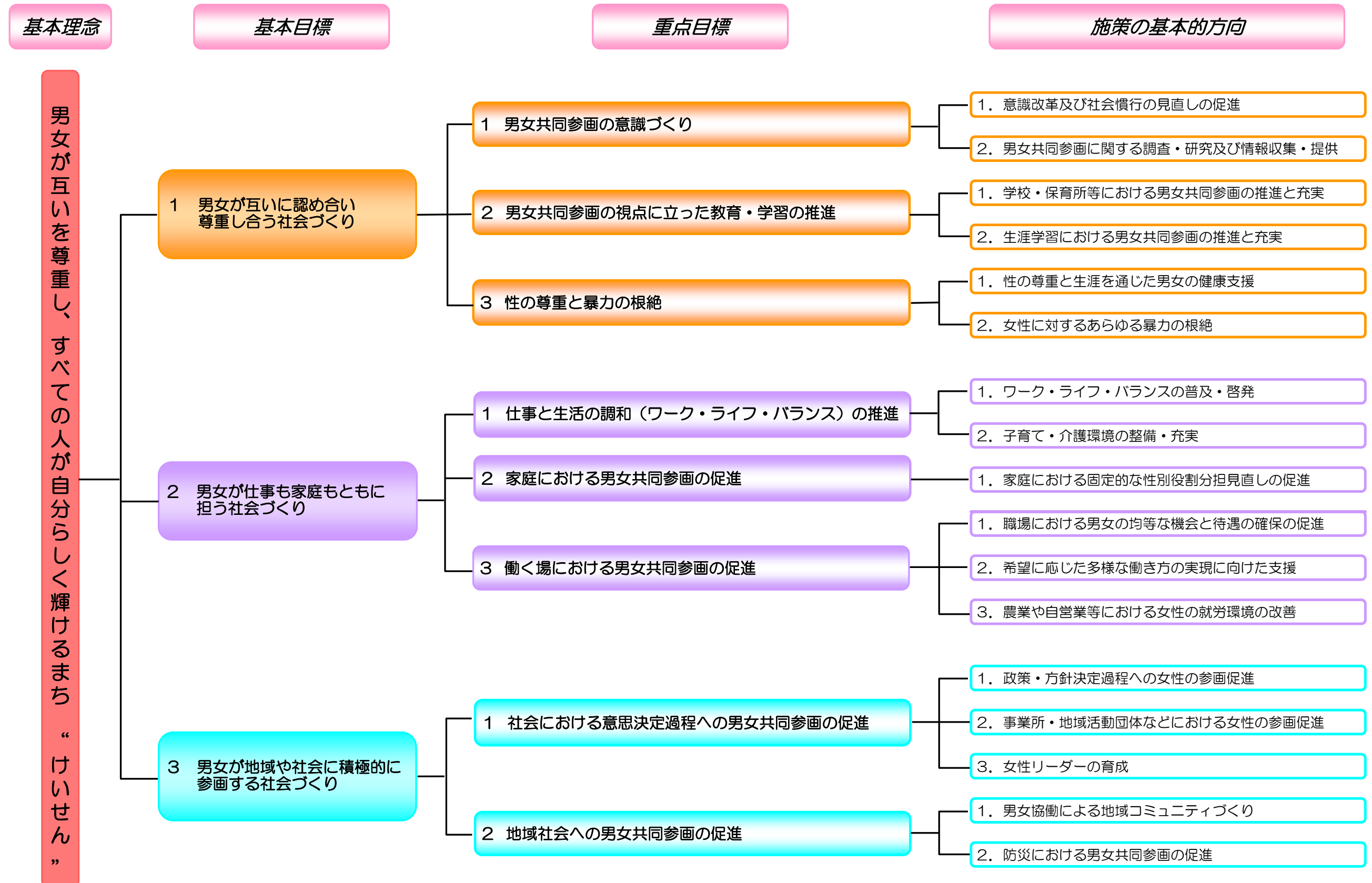
【めざす姿】

- ・男性も女性も、ともに企画や方針決定に関わり、大人も子どもも豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- ・高齢者も健康で生きがいを持って、自立した生活を送るとともに、豊富な知識や経験を活かし、積極的に社会参画しています。

4 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための重点目標を掲げ（次ページの「桂川町男女共同参画基本計画体系図」参照）、第3章でそれに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにするとともに、その成果を確認するための管理指標と目標を設定します。

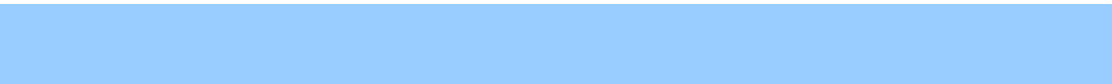
桂川町男女共同参画基本計画体系





第3章

基本目標達成のための取組



基本目標1 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり

1 男女共同参画の意識づくり

「男は仕事、女は家庭」というような、男性と女性の役割を分ける考え方は「性別役割分担意識」といわれます。このような性別役割分担意識に基づく慣習や行動が、男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げています。また、それは同時に、男性にとっても多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。

このような意識は、家庭や学校、職場、社会において慣習化され、慣習を体験することによって、意識の中で固定化され、また無意識に受け継がれています。

男女が性別にとらわれずに、自らの選択によって考え、行動することのできる社会の実現を図るには、このような固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行を見直す必要があります。

そのためには、男女共同参画社会の理念や固定的な性別役割分担意識を形作る「社会的性別（ジェンダー）の視点」※について理解を深め、職場、家庭、地域など様々な場において社会制度や慣行の見直しなどに繋がる、わかりやすい情報提供や啓発を図っていく必要があります。

※「社会的性別（ジェンダー）の視点」：

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー／gender）」といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも広く使われています。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。決して男女共同参画の形成を阻害しないと考えられるものまで見直しを行おうとするものではありません。

（１）現状と課題

町民アンケートの結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が全体の 30.7%を占めており（図 3-1 参照）、まだまだ固定的な性別役割分担意識が残っている様子がわかります。

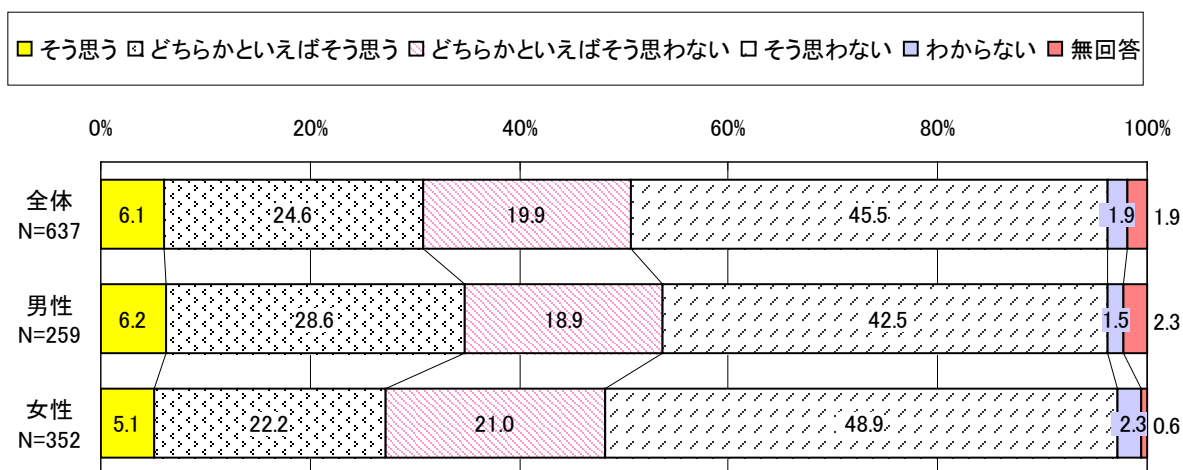
また、「男女共同参画社会」という言葉については、「内容までよく知っている」と回答した人は 5.0%で、「内容も少しは知っている」と回答した人（24.3%）を合わせて

も3割に満たず、(図3-2参照)、男女共同参画に関する市民の認識があまり進んでいない状況がうかがえます。

今後、関係団体などとの連携、協力体制を維持しながら、各種啓発事業の充実を図るとともに、より効果的な啓発方法を検討、実施していく必要があります。

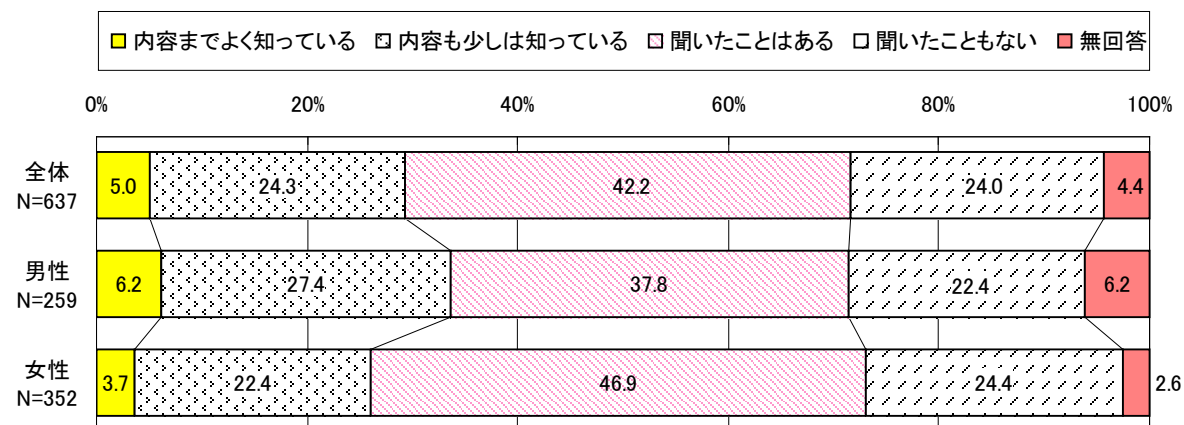
また、広い視点に立って男女共同参画社会の推進を図るため、先進市町村や県、国、世界の男女共同参画に関する情報の収集・提供に努めるとともに、男女共同参画に関する市民意識の定期的な把握により啓発成果を検証し、男女共同参画とその啓発のあり方について調査・研究を進めることも重要です。

図3-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：市民アンケート結果

図3-2 「男女共同参画社会」の認知度



資料：市民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 意識改革及び社会慣行の見直しの促進

男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、男女がともに社会を担う意識づくりを促進します。

① 広報・啓発活動の充実

町の広報紙やホームページなど、あらゆる機会、媒体を活用し、「男女共同参画社会」の理念や内容について、わかりやすい広報、意識啓発に努めます。

また、町が発行する刊行物において、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努めます。

② とともに社会を担う意識づくり

家庭や地域、職場など、それぞれの生活場面ごとに見直すべき社会慣行例を提示し、町民の意識啓発を推進します。

また、多様な男女の生き方や働き方に関する町民の意識改革を促します。

2 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供

国、県及び市町村などの男女共同参画に関する調査・研究や情報収集を行い、町民に対する適切な情報提供による啓発を推進します。

① 法律・制度の理解促進のための取組

多様な機会を利用して、労働環境や男女の権利、男女共同参画に関連の深い法律や制度に関する広報や周知に努めるとともに、国・県等関係機関との連携を取りながら相談事業等の充実を図ります。

② 情報の収集・提供

男女共同参画を取り巻く状況に対応した国、県、市町村などの統計調査や取り組み状況についての情報収集に努め、あらゆる媒体を通じた情報提供を推進します。

また、男女共同参画に関する町民意識の実態把握と調査結果の検証と公表に努めます。

(3) 管理指標と数値目標

管 理 指 標	平成 27 年度 (現状値)	平成 32 年度 (目標値)
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう 思わない」市民の割合	45.5%	60%
「男女共同参画社会」という言葉を「内容までよく 知っている」市民の割合	5.0%	50%



2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

乳幼児期における保護者の言動や考え方あるいは地域社会にあるしきたりなどが子どもに与える影響は大きく、親から子どもへ無意識のうちに受け継がれていく場合もあります。そのため、学校における教育だけでなく、保育所、幼稚園など乳幼児期からの発達段階に応じた男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進が重要です。

また、地域社会における生涯学習の取組の中で、男女共同参画社会に対する正しい理解を深める学習機会を提供していくことも重要です。

(1) 現状と課題

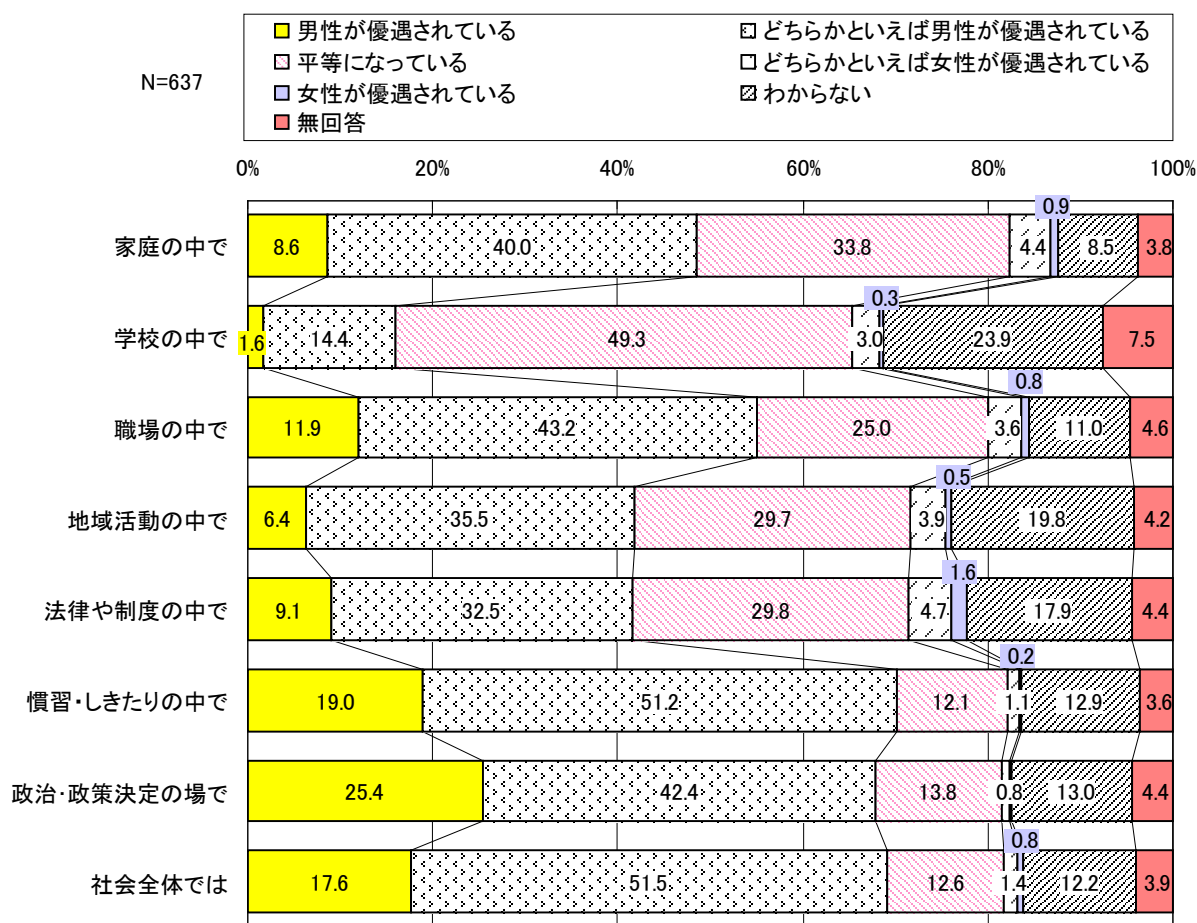
本町では、これまでも子どもの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進してきました。町民アンケート結果を見ても、男女の地位の平等感について、学校では平等になっているとした割合が最も高く、他の分野に比べると、男女平等が進んでいると感じている人が多いことがわかります(図 3-3 参照)。しかし、家庭生活や職場、しきたりや慣習などでは男性優位と感じている人の割合が高いため、男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・保育は、今後も一層の推進が求められます。

一方、子育てに関する町民アンケートの結果を見ると、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」という考え方には根強いものがありますが、「男の子も女の子も職業人として経済的に自立できるように育てるべきである」、「男の子も女の子も炊事、掃除、洗濯などの仕方を身につけさせるべきである」という考え方については、大半の人が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しており、男女の区別なく、経済的自立や生活自立をめざす考え方が主流となっています(図 3-4 参照)。

また、学校教育で配慮してほしいことや力を入れてほしいことについても、「性別に関わらず、個性や能力を活かせるような生徒指導や進路指導に配慮する」を選択した人の割合が最も高くなっており(図 3-5 参照)、児童・生徒一人ひとりが自らの個性に応じた生き方の選択ができるよう、主体的に進路を選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるような指導のあり方が求められています。それ故、教え、指導する側の教職員自身が男女共同参画についての認識を高めることも重要です。

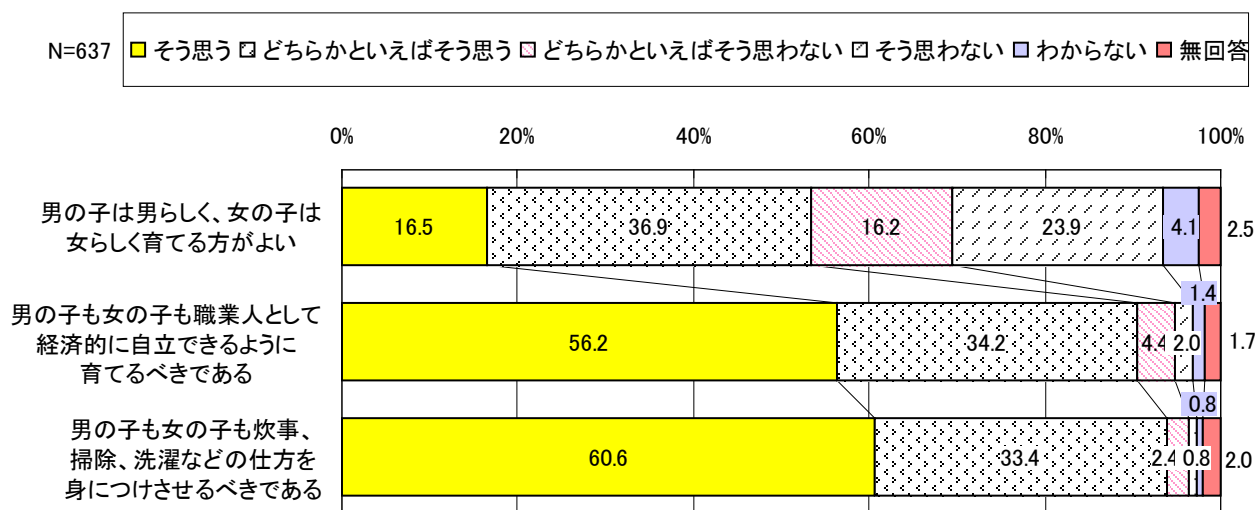
さらに、一人ひとりが自立し、生涯にわたって生き生きと生活していくために、必要な知識・技能を身につけ、社会参加に必要な学習を行うなど、生涯学習に取り組むことの重要性が高まっています。

図 3-3 男女の地位の平等感について



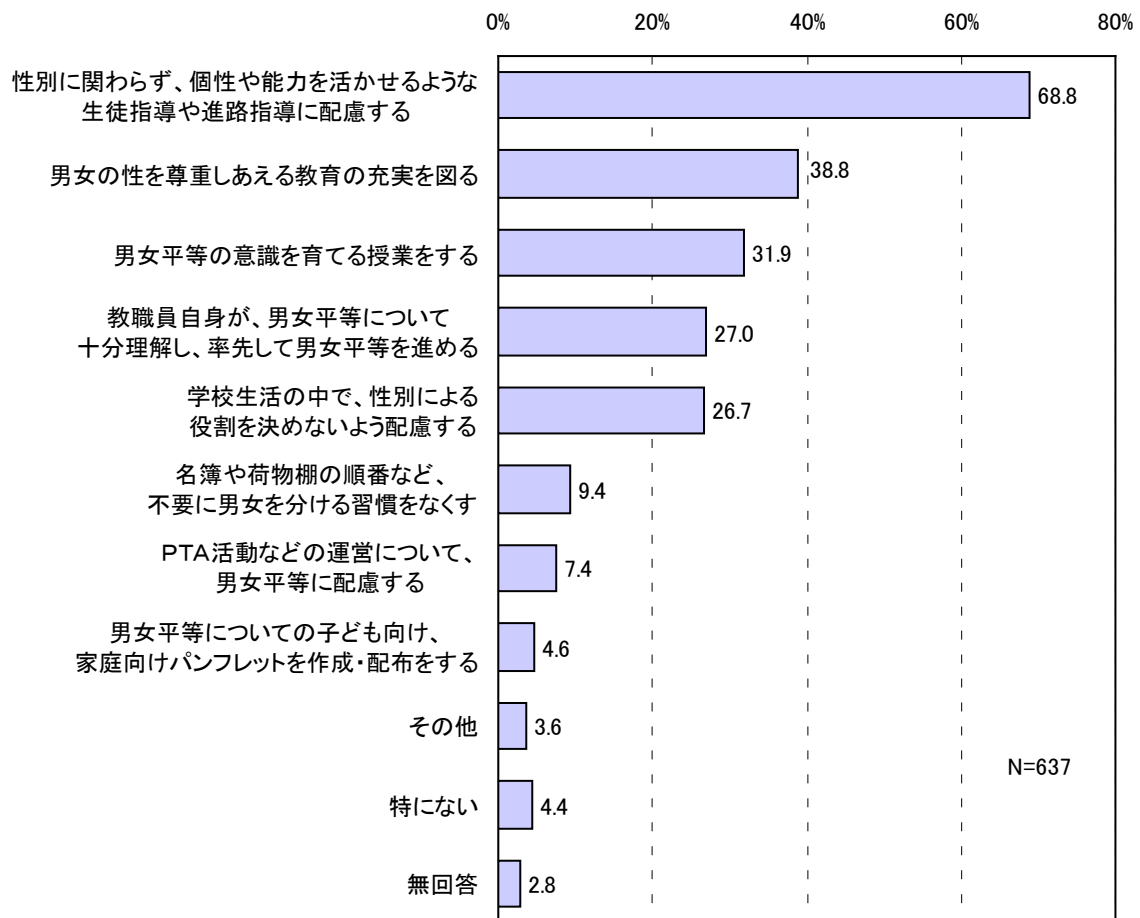
資料：町民アンケート結果

図 3-4 子育てに関する考え方について



資料：町民アンケート結果

図 3-5 学校教育で配慮してほしいことや力を入れてほしいこと



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実

乳幼児期からの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進するとともに、社会的性別（ジェンダー）に基づいた固定的な役割感を植えつけないよう、不必要な性による区別など、日常の教育活動の点検・見直しを進め、学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実を図ります。

① 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いに互いの人権を尊重する教育をさまざまな学習機会を通じ推進します。

また、教育の中で積極的に男女共同参画社会について学習する機会を設けます。

② 教育・保育関係者に対する啓発

学校・保育所等における男女共同参画の推進を図るため、教職員をはじめとする教育・保育関係者が男女共同参画の理念及び本計画を十分に理解し、意識を高めることができるよう、研修会等を開催し啓発に努めます。

③ 多様な進路選択を可能にする指導の充実

児童・生徒が将来の自立に向けて、性別にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身につけられるよう、指導の充実を図ります。

また、福祉教育や職場体験学習など幅広い体験活動を行うことにより、自尊感情やコミュニケーション能力など、生きる力を養うための指導の充実を図ります。

④ 性的指向や性別違和を感じる児童・生徒に対するきめ細かな対応

性的指向や性別違和により悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。

2 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

① 男女共同参画意識を高める学習機会の提供

生涯学習講座、各種子育て講座など男女共同参画意識を高め、男女共同参画社会づくりに対する正しい理解を深める学習機会の提供を図ります。

② 生涯学習に対する情報の収集・提供

市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報の収集に努め、町の広報紙やホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を推進します。

③ 生涯学習活動への参加促進

魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮を行うなど、参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 管理指標と数値目標

管 理 指 標	平成 27 年度 (現状値)	平成 32 年度 (目標値)
学校の中で男女の地位が「平等になっている」と思う 市民の割合	49.3%	60%



3 性の尊重と暴力の根絶

男女がお互いに認め合い尊重するためには、男女それぞれの性の特性についても正しく理解し、尊重し合うことが大切です。特に、女性には、妊娠や出産のための身体機能が備わっており、更年期障害、乳がん、子宮がんなど女性特有の病気に直面する可能性があります。また、女性は平均寿命が男性より長いことから、骨粗しょう症などの健康障害と長くつきあうこととなります。そのため、「性と生殖に関する健康と権利」の視点も含め、女性特有の健康問題や身体的な機能について、男性の理解を促すとともに、男女ともにそれぞれの健康問題について正しく理解し、自らのこころとからだの健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援を行うことが重要です。

一方、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメントなど、性別による人権侵害は男女共同参画社会の実現を図る上で克服すべき重要な課題です。特にDVは被害者の生命や身体ばかりか、その精神に重大な危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると同時に、被害者のみならず養護する子ども等にも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼします。

女性に対する暴力の背景には、暴力性を男らしさとして容認し、そうした男女関係を是認するような文化があると同時に、男女の経済力の格差、上下関係など構造的な問題があります。その構造的な問題について、広く理解を得るため啓発に努めるとともに、暴力は性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないということが理解される社会の構築が重要です。

（１）現状と課題

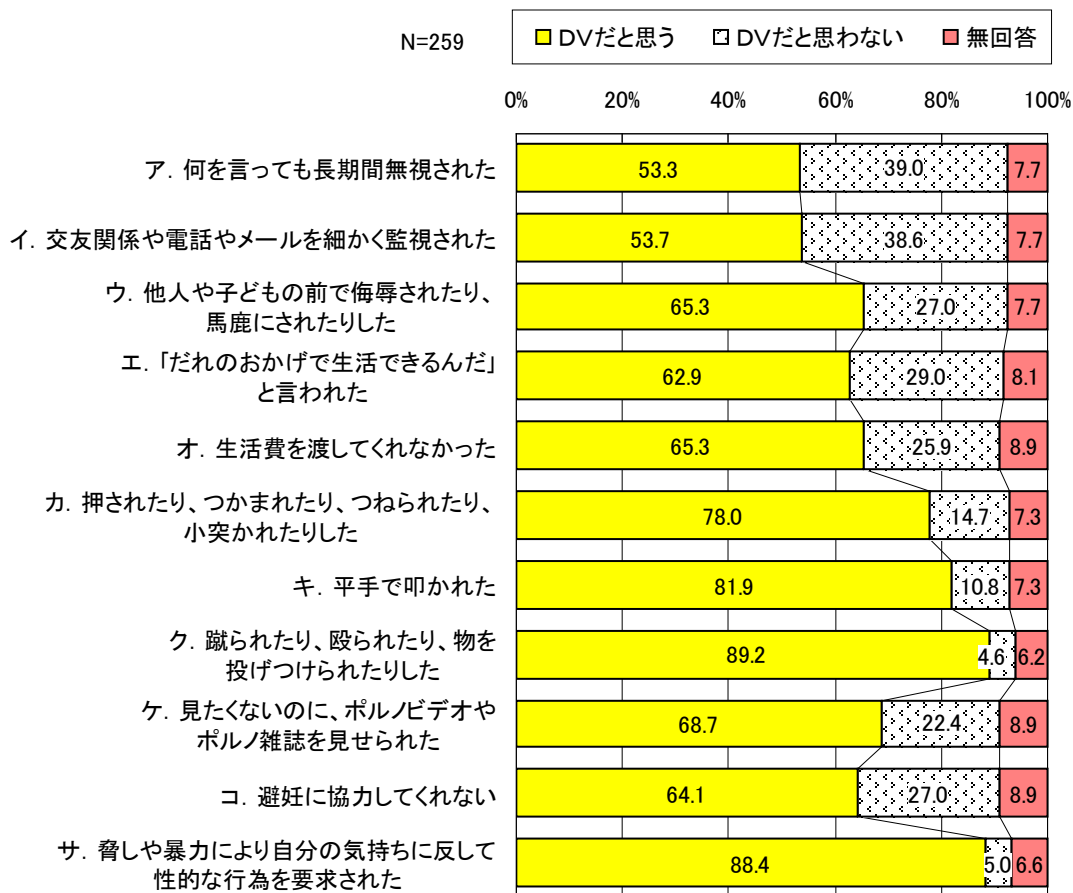
性の理解と尊重については、現在、学校教育の中で、命を大切にする教育や子どもの発達段階に応じた性教育などが行われています。子どものこころやからだの健やかな成長と生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。

また、総合福祉センター「ひまわりの里」を拠点とした、市民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安全・安心に出産できる環境整備や、女性特有のこころやからだの悩み、更年期・不妊の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

一方、女性に対する暴力について町民アンケートの結果を見ると、DVについては、身体的暴力（図 3-6 のカ～ク及びサ）がそれに該当するという認識はかなり広がっていますが、精神的な暴力（同ア～エ）や性的な暴力（同ケ及びコ）、経済的な暴力（同オ）については、まだ十分な理解が進んでいるとは言えない状況がうかがえます（図 3-6 参照）。また、実際に何らかのDVやセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある女性も少なくないことがわかります（図 3-7、図 3-8 参照）。

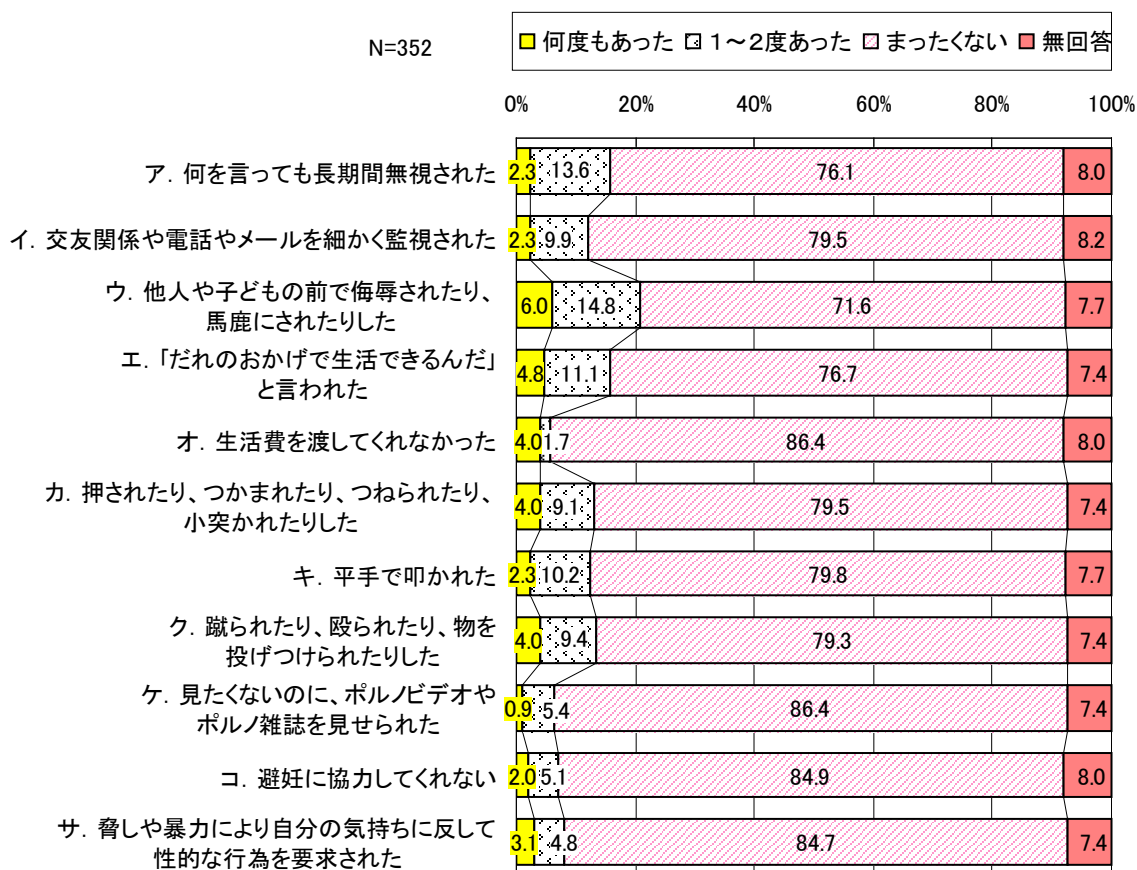
また、相談窓口の連携や充実など支援体制の整備が必要で、とりわけ暴力被害にあった女性のこころのケアを十分行うことが重要です。町民アンケートの結果を見ると、セクシュアル・ハラスメントやDVなどの被害にあった女性の相談先としては、「友人、知人」や「家族、親族」が多く（図 3-9 参照）、「誰（どこ）にも相談しなかった」人の中には、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した人も少なくありません（図 3-10 参照）。今後、DVやセクシュアル・ハラスメントなど男女間の暴力や、弱者、少数者等へのあらゆる暴力を根絶するために、被害者の保護と支援はもとより、暴力の背景などの原因の究明と防止に向けた取組や、被害者が相談しやすい環境整備などに努めることが重要です。

図 3-6 DVの認知度（男性のみ）



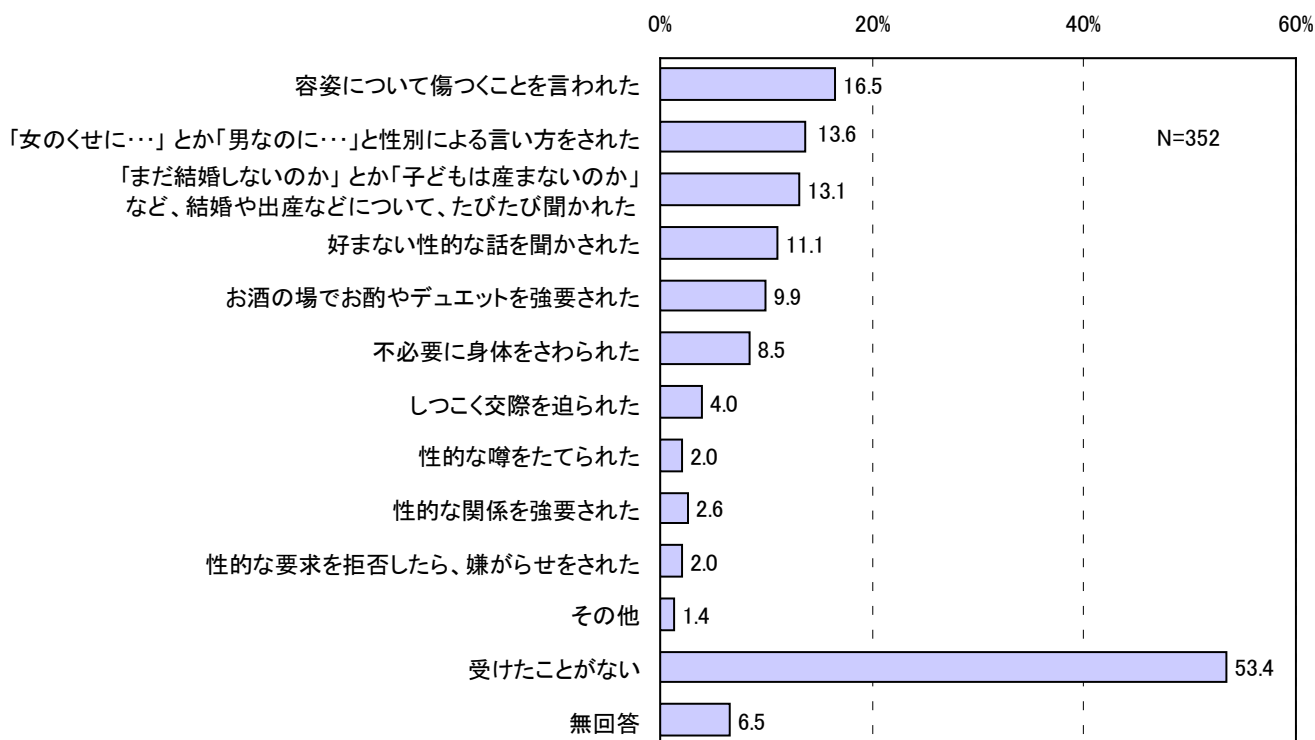
資料：町民アンケート結果

図 3-7 DVを受けた経験（女性のみ）



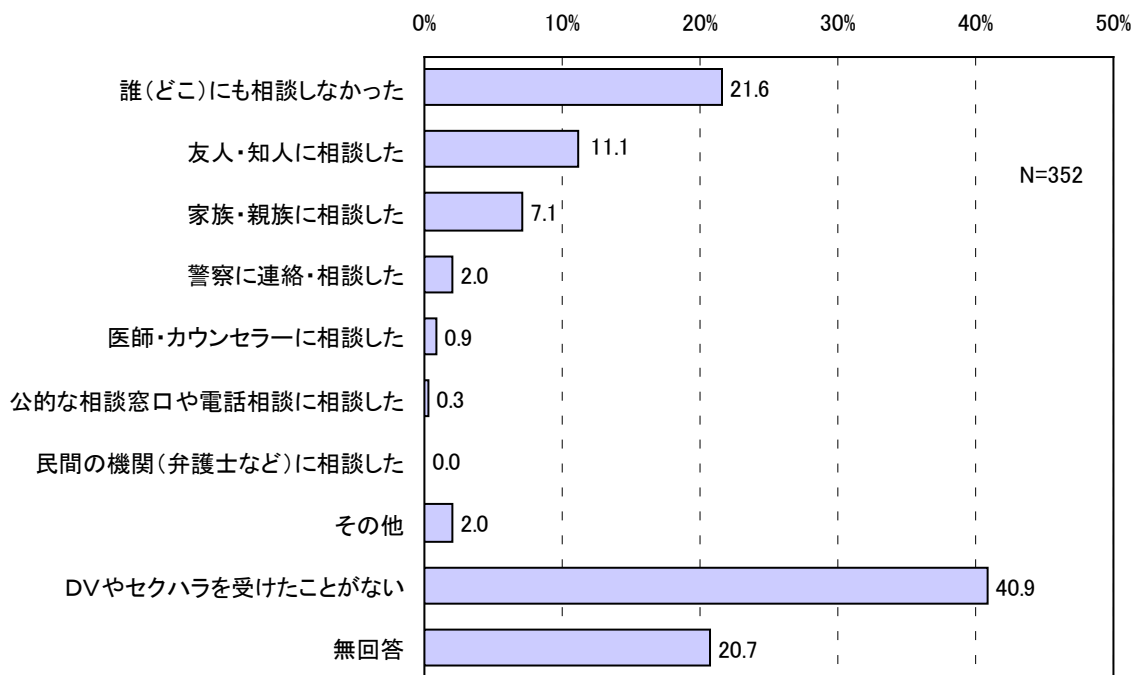
資料：町民アンケート結果

図 3-8 セクシュアル・ハラスメントを受けた経験（女性のみ）



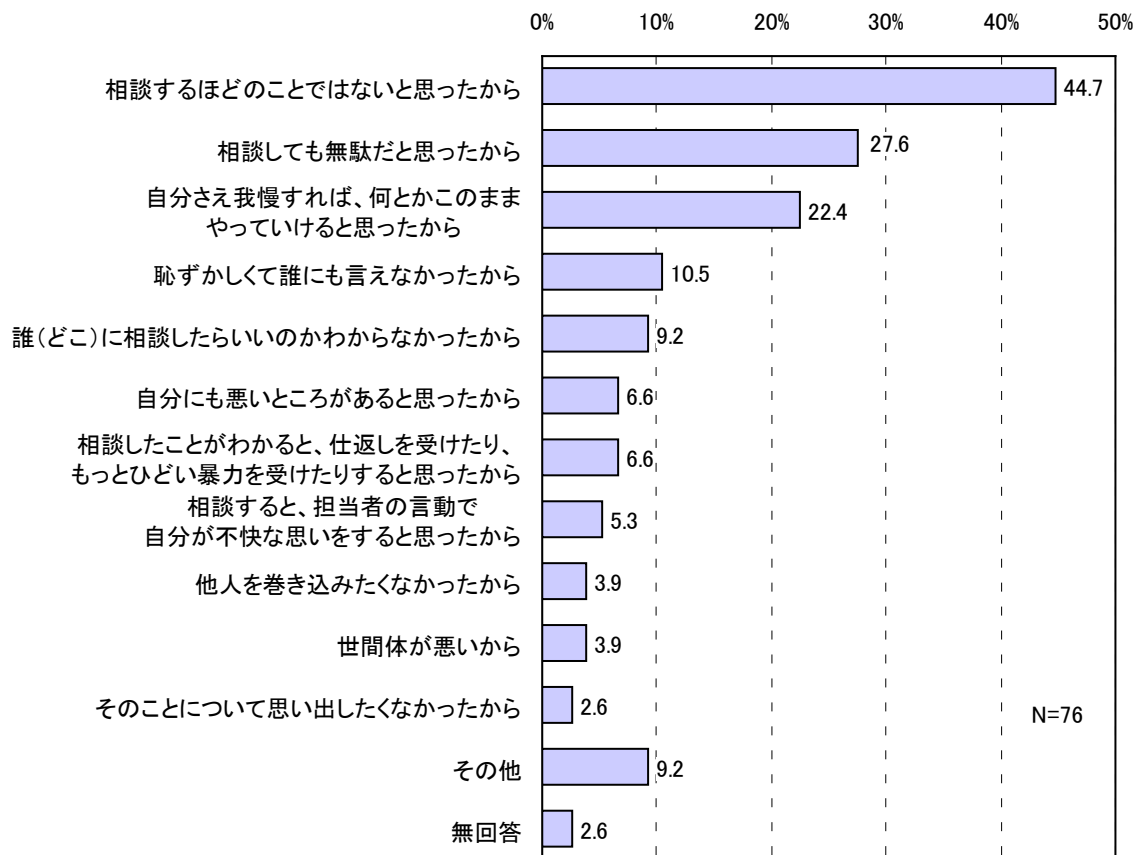
資料：町民アンケート結果

図 3-9 DVやセクハラ被害にあったときの相談先（女性のみ）



資料：町民アンケート結果

図 3-10 誰（どこ）にも相談しなかった理由（女性のみ）



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援

男女それぞれの性の特性に対する正しい理解を促進し、互いの性を尊重する意識の醸成と、生涯を通じた男女のこころとからだの健康支援を図ります。

また、その人らしさが尊重され、幸せに暮らせる社会を実現するため、性的指向や性別違和を理由として困難な状況に置かれている人たちの人権に配慮した社会づくりを進めます。

① 男女の互いを認め合うこころを養う学習の推進

小・中学校において、発達段階に応じた指導計画を立案し、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女の互いを認め合うこころを養います。

② 町の刊行物などの表現への留意

町の刊行物や庁内各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別助長につながるような表現に留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。

③ 健康づくりの普及・啓発

「健康日本21（第2次）」に基づき、町民の自発的な健康づくりのための啓発に努め、健康診査の受診を奨励するとともに、生活習慣病の予防・改善のため、食事や運動等を中心に適正な生活習慣を身につけることを目的とした各種健康教室や健康相談を実施し、町民の健康づくりを支援します。

④ 生涯を通じた女性の健康支援

性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めるとともに、妊娠・出産に関する正しい理解と認識を深め、安全・安心に妊娠・出産できる環境整備に努めます。

また、乳がん、子宮がんなど女性特有の各種がん検診、骨粗しょう症検診の受診勧奨と充実を図るとともに、妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。

⑤ 望まない妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及

望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発と性教育の充実を図ります。

⑥ 性的指向と性別違和に関する理解の促進

性的指向と性別違和に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、暴力被害にあった女性の保護体制の充実を図ります。

① 暴力を根絶するための基盤整備

暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。

また、被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携の強化を図ります。

さらに、DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等についての啓発・周知に努めます。

② 配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進

DVが起きる背景となる意識を根絶し、DVの危険性を深く浸透させるとともに、正しい知識の普及などDV防止に関する啓発の強化に努めます。

また、被害者が安心して相談することができる体制の充実と相談員・支援者の資質向上を図るとともに、被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。

さらに、被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、国・県等関係機関との連携の下、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。

③ セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進

性暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。

(3) 管理指標と数値目標

管 理 指 標	平成 27 年度 (現状値)	平成 32 年度 (目標値)
「交友関係や電話やメールを細かく監視」することが「DVだと思う」男性の割合	53.7%	80%
「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった女性の割合※	13.4%	0%

※現状値把握時の調査では特に期間を限定していませんが、目標達成検証時の調査では直近3年間について尋ねることとします。



基本目標2 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事は生活の経済的基盤であり、自己実現にもつながるものですが、同時に、家事・育児・介護、地域活動、自己啓発などの活動も暮らしに欠かすことのできないものです。それぞれの充実があつてこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。

また、人口減少社会に対応し、今後、社会を維持していくためには、働くことを希望している人が、性別・年齢等にかかわらず仕事に就いて能力を発揮できる環境を整えることが必要です。一人ひとりが充実感を持って生活できる社会を築くためには、自らの希望するバランスで多様な活動を展開できるワーク・ライフ・バランスの推進が不可欠であり、それが男女共同参画の実現にもつながります。

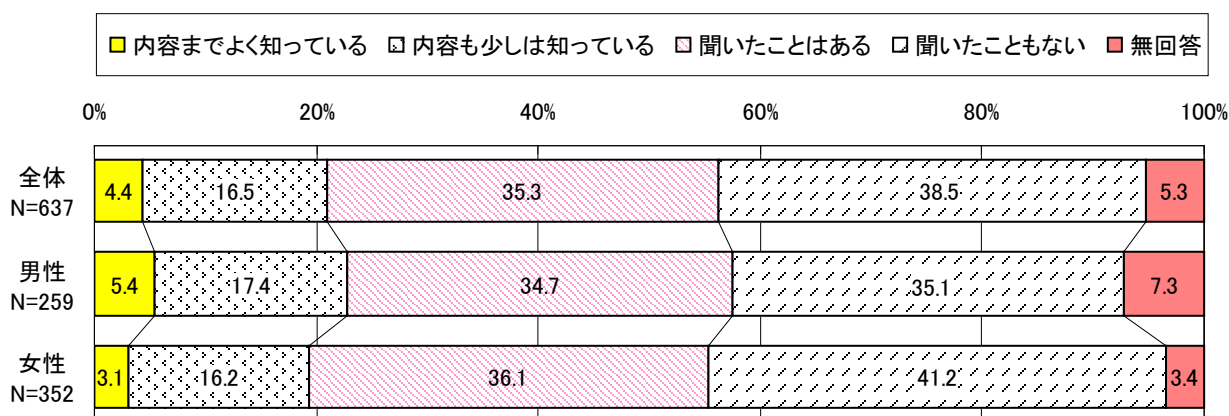
一方、企業にとっても少子高齢化の進行等により労働人口が減少する中、優秀な人材の確保は重要な課題です。労働時間の短縮や休暇取得の推進など、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に積極的な企業は、働く側にとっても魅力があり、女性の就業の定着率が高まる傾向があるほか、就職希望者も増えています。さらに、時間外労働の削減や短時間勤務等の制度導入に取り組んでいる企業では、従業員自身が労働時間の管理や仕事の効率化を意識するようになり、生産性の向上にもつながっています。

（１）現状と課題

町民アンケート結果を見ると、ワーク・ライフ・バランスについては、まだ十分に理解されていない状況にあるため（図 3-11 参照）、ワーク・ライフ・バランスの必要性和、その実現がもたらす効用について、町民、事業所双方への周知・啓発が必要です。

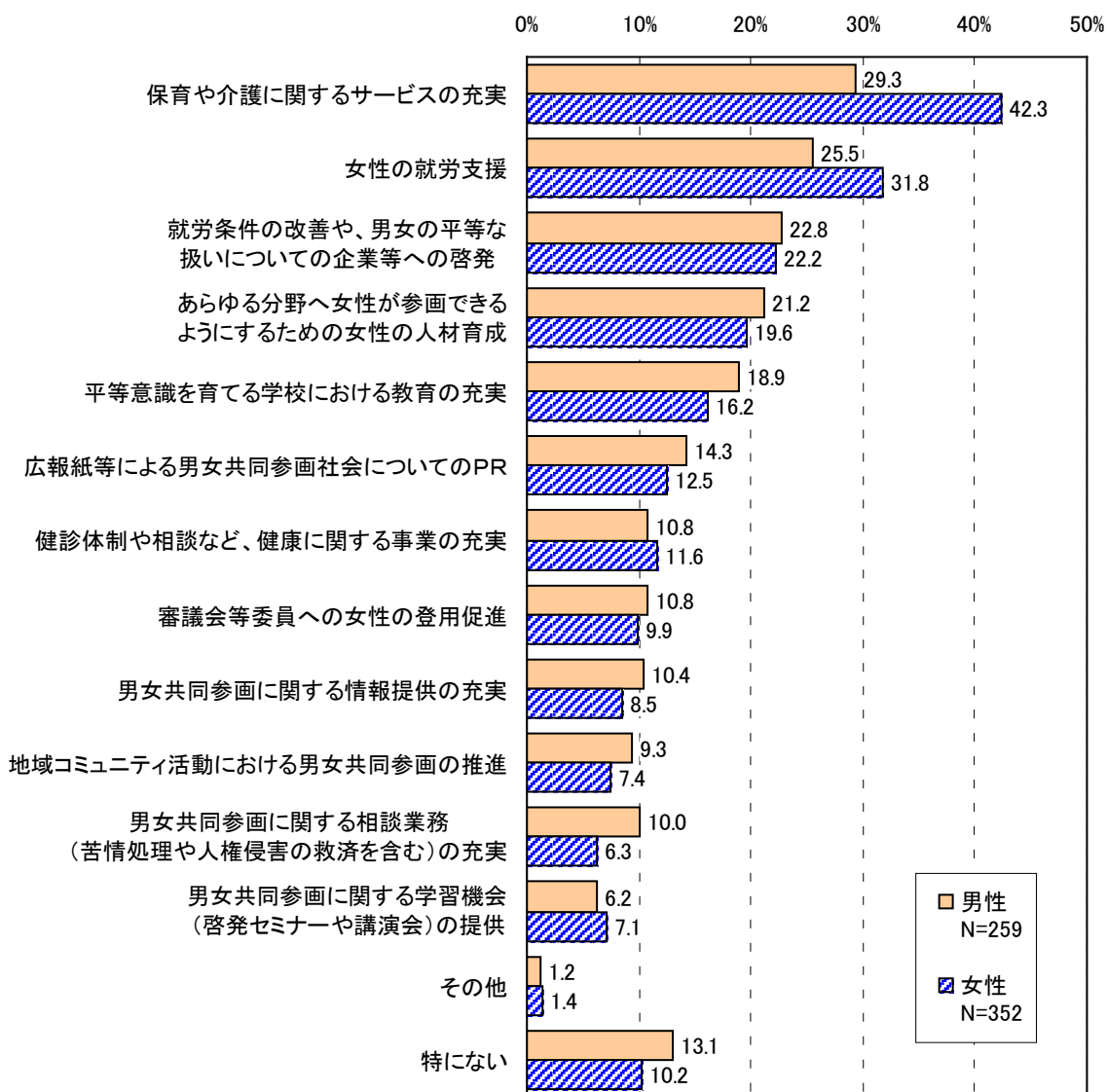
また、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、依然として女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減していく必要があります。町民アンケート結果を見ても、男女共同参画社会実現のために桂川町に望むこととして、「保育や介護に関するサービスの充実」という回答割合が最も高くなっています（図 3-12 参照）。子育て支援については「桂川町子ども・子育て支援事業計画」、介護サービスについては「桂川町高齢者福祉計画」と福岡県介護保険広域連合が策定している介護保険事業計画に基づき、それぞれ整備・充実が図られていますが、ワーク・ライフ・バランス実現のためにも、さらなる子育て・介護環境の整備・充実が必要です。

図 3-11 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度



資料：町民アンケート結果

図 3-12 男女共同参画社会実現のために桂川町に望むこと



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めます。

① ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成

男性の長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。

また、事業所に対して、仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。

② 事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発

事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図ります。

また、先進的な取組事例等についてその内容と効果等について紹介などの広報に努めます。

③ 町職員のワーク・ライフ・バランスの実践

町職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを行います。

2 子育て・介護環境の整備・充実

家庭における育児や介護などについての女性の負担を軽減し、男性も女性もともに社会参画と家庭参画の両立が促進できるよう、子育て環境や介護環境の整備、充実に努めます。

① 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実

「桂川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、種類・量・質がそろった保育サービスの提供に努めます。

② 子育て支援のための環境整備の促進

子どもを持つ親の孤独感を解消するため、子育て支援センター「ひまわりのたね」（桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」内）を拠点に、子育てに関する相談、子育て情報の収集と提供、育児講座を実施するとともに、仲間づくりや情報交換の場である子育てサークル等の育成・指導の充実、交流を図ります。

③ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、各種助成や手当の支給、資金の貸付などの情報提供に努めます。

また、ひとり親家庭等に対する情報提供や相談体制を充実するとともに、国・県等関係機関と連携を図りながら、就業支援など自立支援を進めます。

④ 高齢者等への介護環境の整備

介護保険制度や介護休業制度について周知するとともに、仕事と介護の両立について情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。

また、「桂川町高齢者福祉計画」に基づき介護サービス基盤の整備・充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能充実に努めます。

（３）管理指標と数値目標

管 理 指 標	平成 27 年度 （現状値）	平成 32 年度 （目標値）
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉が「内容までよく知っている」町民の割合	4.4%	30%
町男性職員の育児休暇に関する特別休暇取得率 （取得可能日数5日のうち3日以上取得した者の割合）	20.0%	50%

2 家庭における男女共同参画の促進

家庭では、家族一人ひとりが、家事、育児、介護といった家庭の責任を共に担うことが大切ですが、多くの家庭では家事、育児等、その大半を女性が担っているのが現状です。いわゆる専業主婦を中心とする、これら家庭における女性の無償労働による貢献度を適正に評価するとともに、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事、育児、介護などに関わることが必要です。男性の従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへの転換を図り、男女が相互に協力し合う関係を築くことは、女性の負担を軽減し、その社会参画を促すだけでなく、男女双方のワーク・ライフ・バランスにつながることにあります。

(1) 現状と課題

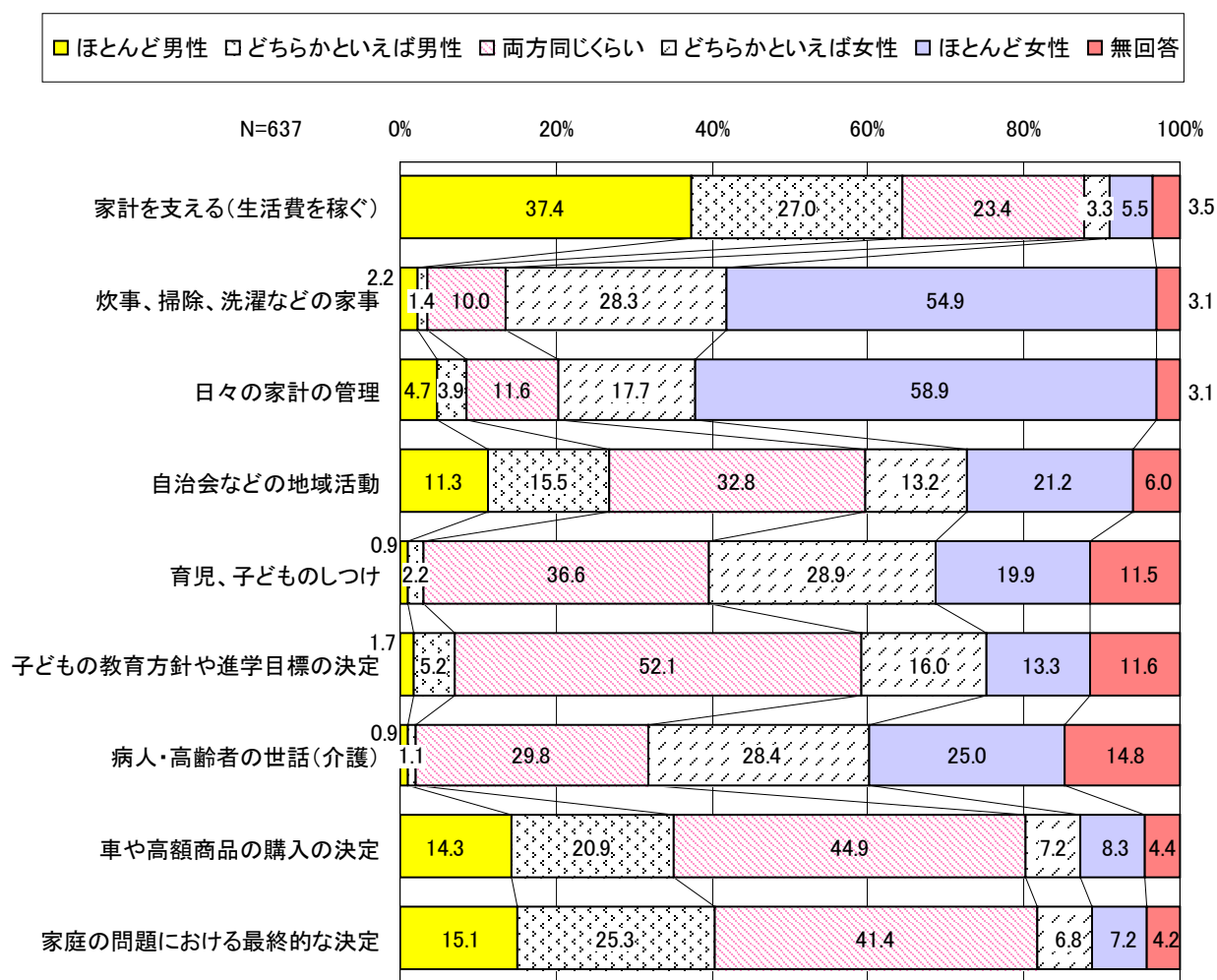
「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は、現実の家庭における役割分担に反映されており、町民アンケートでは、家事をはじめとする家庭生活における役割の多くが女性に偏っている現状が浮き彫りとなっています（図 3-13 参照）。

また、育児に関しては、子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだという考え方が根強い（図 3-14 参照）こともあって、やはり女性が主体になっています（図 3-13 参照）。

これら、女性に対する家事、育児等の負担集中に伴うストレスや不安感、孤独感の増大は、近年の非婚化、晩婚化、少子化の一因にもなっており、家庭における男女共同参画の促進は少子化対策としても重要です。そのため、平成 27 年度策定の「桂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたっても男女共同参画の視点は不可欠です。

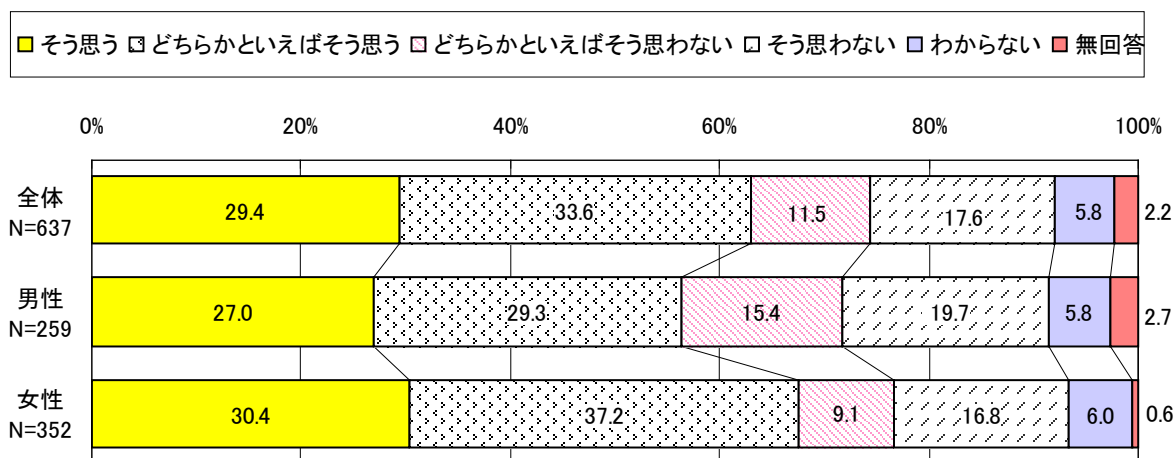
一方、家庭における男女共同参画を促進し、男性が女性と共に家事、子育て、介護に積極的に参加していくためには、何よりもそれらの分担について、「家族で十分話し合い、協力し合うこと」が重要です。町民アンケートでも多くの人がそれを求めていることがわかります（図 3-15 参照）。また、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」や「男性が家事、子育て、介護に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと」については男性に比べ女性の方が必要性をより強く感じている（図 3-15 参照）ことも踏まえ、男女共同参画への男性の理解の促進や意識改革を図る必要があります。

図 3-13 家庭における役割分担について



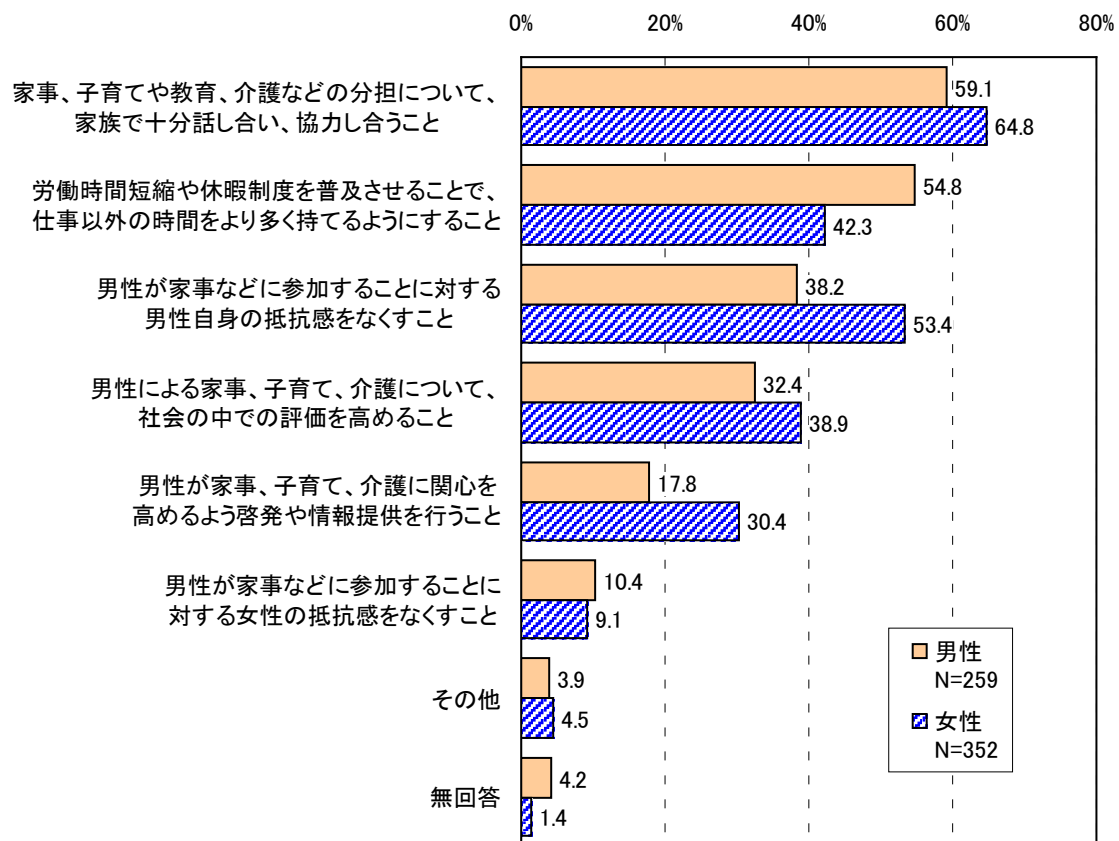
資料：町民アンケート結果

図 3-14 「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきである」という考え方について



資料：町民アンケート結果

図 3-15 男性が女性と共に家事、子育て、介護に積極的に参加するために必要なこと



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 家庭における固定的な性別役割分担見直しの促進

家庭における固定的な性別役割分担を見直し、男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画を促進するため、男女共同参画への男性の理解促進や意識改革を図ります。

① あらゆる機会を捉えた家庭での男女共同参画についての意識の醸成

各種講座やセミナー、研修会などの学習機会や、広報紙、町ホームページなど、多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。

また、育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

② 男性の生活・自活能力向上の促進

男性も参加しやすい料理教室などの生活講座、育児講座や介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。

③ 男女共同参画の視点に立った少子化対策の充実

少子化や人口減少社会を男女共同参画の視点で捉え、「桂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連携しながら、魅力ある家庭生活を築くための取り組みを推進します。

(3) 管理指標と数値目標

管 理 指 標	平成 27 年度 (現状値)	平成 32 年度 (目標値)
家庭における役割分担 「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」 「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合	48.8%	30%
家庭における役割分担 「病人・高齢者の世話（介護）」について、「ほとんど 女性」「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割 合	53.4%	30%



3 働く場における男女共同参画の促進

働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、個人の自己実現のみならず、今日の少子高齢・人口減少社会における労働力の安定的な確保や経済社会の活力の維持という点からも極めて重要となっています。我が国では、働く場面において、特に女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況があることを踏まえ、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体で取り組んでいく必要があります。

働く男女が就労を続けていくためには、職場での不合理で固定的な性別役割分担意識を払拭し、働く意欲を高めていかなければなりません。また、男女ともに育児休業の取得など、仕事と家庭・地域活動などを両立させ、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、町民・事業者双方への啓発とともに、社会環境の整備を進める必要があります。

さらに、賃金や昇進・昇格など雇用の場での男女格差や不平等感は根強く残っています。また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な働き方を選択できるメリットもある反面、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状は、男女の賃金格差の一因ともなっています。男女が多様かつ柔軟に働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた処遇、労働条件が確保される必要があります。

一方、農業に目を転じると、農家の高齢化が進み、農業後継者が不足する中、女性農業者は農業の担い手として重要な役割を果たしています。しかし、家庭が生産の場であることから、女性農業者は農作業のみならず家事の負担が大きいことに加え、性別による固定的な役割分担意識や慣習が農業分野における男女共同参画の推進の障害になっています。これからの農業を女性や若者にとっても魅力ある産業とするためには、生産と生活が密接につながっていることによって労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担を明確化し、個人としての尊厳が尊重される経営に転じていくことが必要です。

また、農業に限らず、自営業の場合、家族従業員には決定権がなく資産も持たない場合が多く、農業や自営業等に従事する女性の就業環境の整備に向けた取組を啓発するとともに、経営等への参画を促進するための支援も必要です。

(1) 現状と課題

本町の女性の労働力率は、全国・福岡県に比べると緩やかではありますが、30～34歳を底とするM字カーブを描き（図 3-16 参照）、依然として結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が見られます。中断した就業を取り戻したり、妊娠・出産・育児休業などを理由とする、解雇・雇い留め・降格などの不利益な取扱い（マタニティ・ハラ

スメント）を受けることなく就業を継続したりしていくためには、多様な働き方に対応した就業支援や環境整備が重要です。

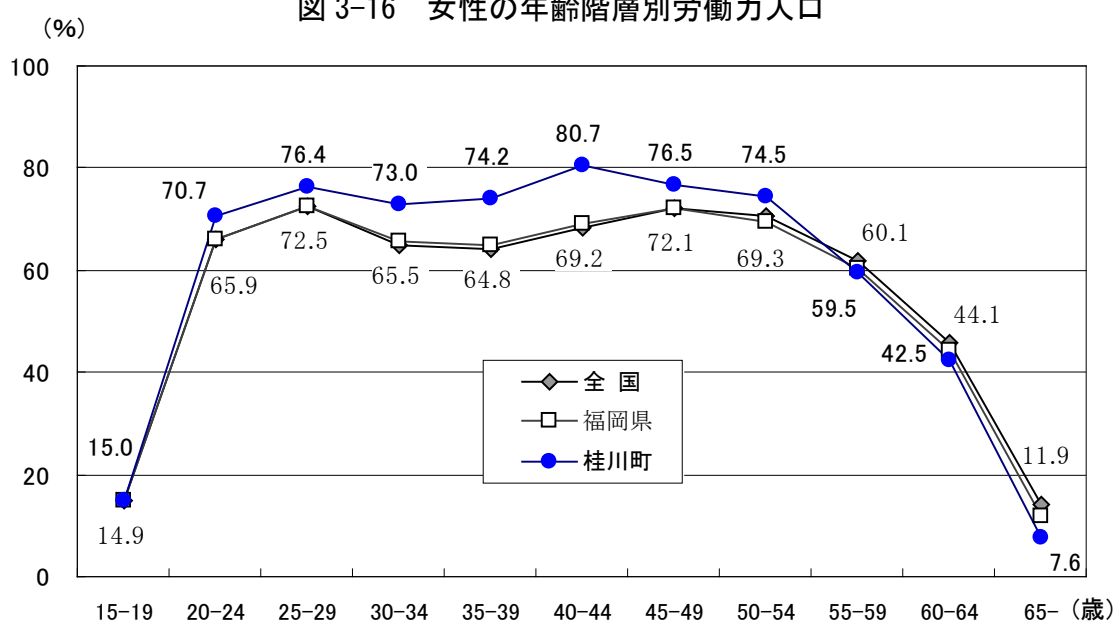
一方、男女雇用機会均等法の改正などの法整備により、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつありますが、町民アンケート結果を見ると、運用面ではまだまだ課題も多く、幹部への登用、昇進・昇格、賃金などにおいて男女格差が依然として解消されていない状況にあることがうかがえます（図 3-17 参照）。

また、育児休業や介護休業が制度化されたことなどから育児休業を取得している女性は増えているものの、女性が仕事を持つことについて、「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」とする考え方など固定的な性別役割分担意識が根強い（図 3-18 参照）ことや、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないという現実もあります。

さらに、出産等により一旦退職した女性の再就職は難しく、再就職できても非正規雇用とならざるを得ないなど、家庭を持つ女性が就労する場合は、仕事と家庭の両立への悩みなど多くの課題があります。

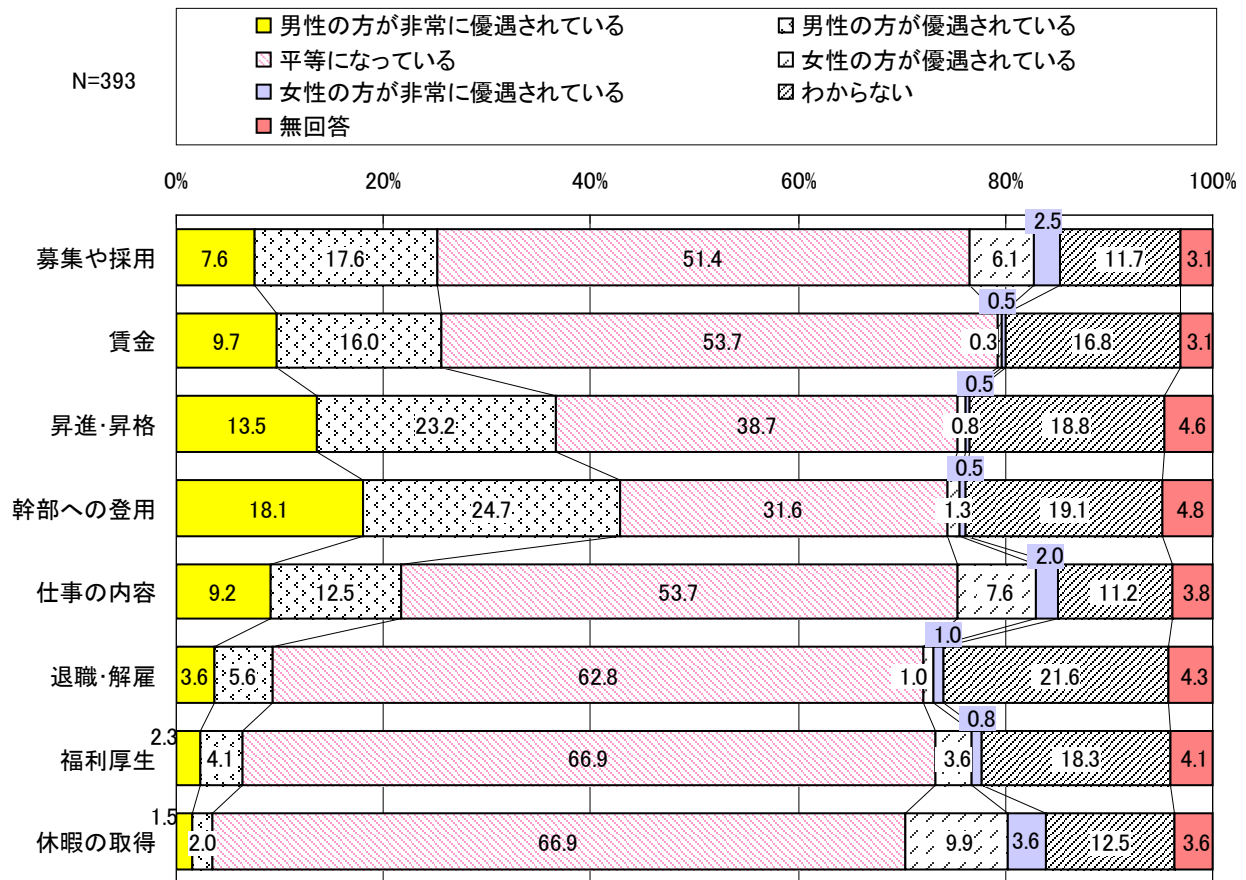
町民アンケートの結果を見ると、女性が働きやすい環境をつくるために重要なこととして、「短時間労働や在宅勤務などの多様な働き方ができる環境を整備する」、「出産後も職場復帰できる再雇用制度を充実する」、「パートタイムなどの女性の労働条件を改善する」、「女性が働ける職場の増加や職業紹介の充実を図る」、「育児や介護のための施設・サービスを充実する」などが続いており、これらの就労支援についての充実を図る必要があります（図 3-19 参照）。

図 3-16 女性の年齢階層別労働力人口



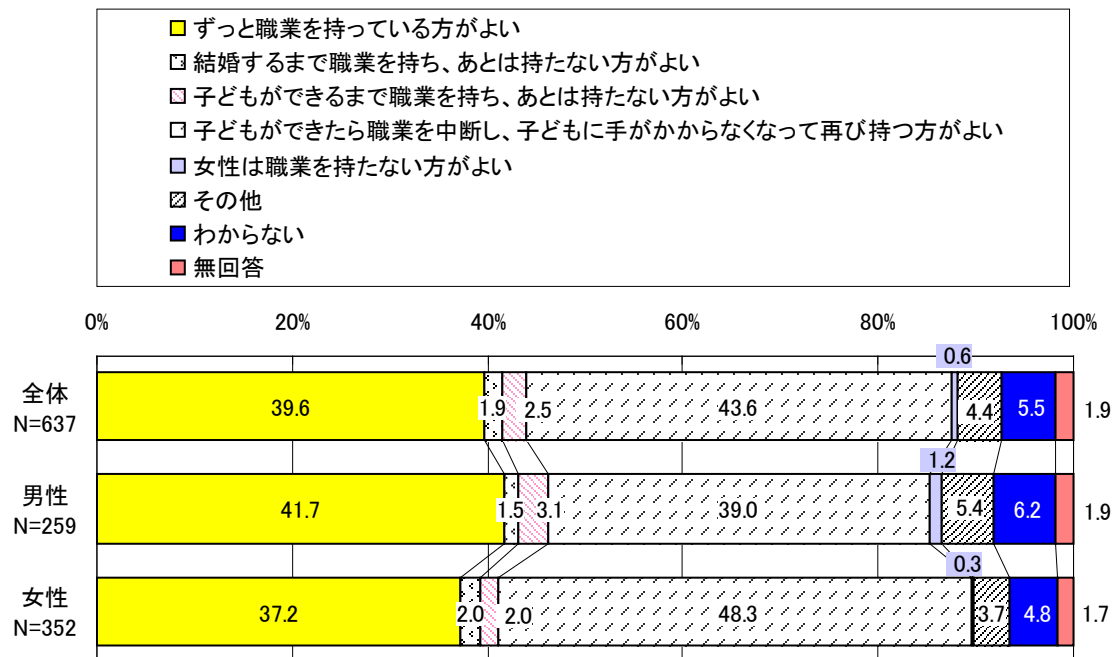
資料：平成22年国勢調査

図 3-17 職場における男女の扱いについて



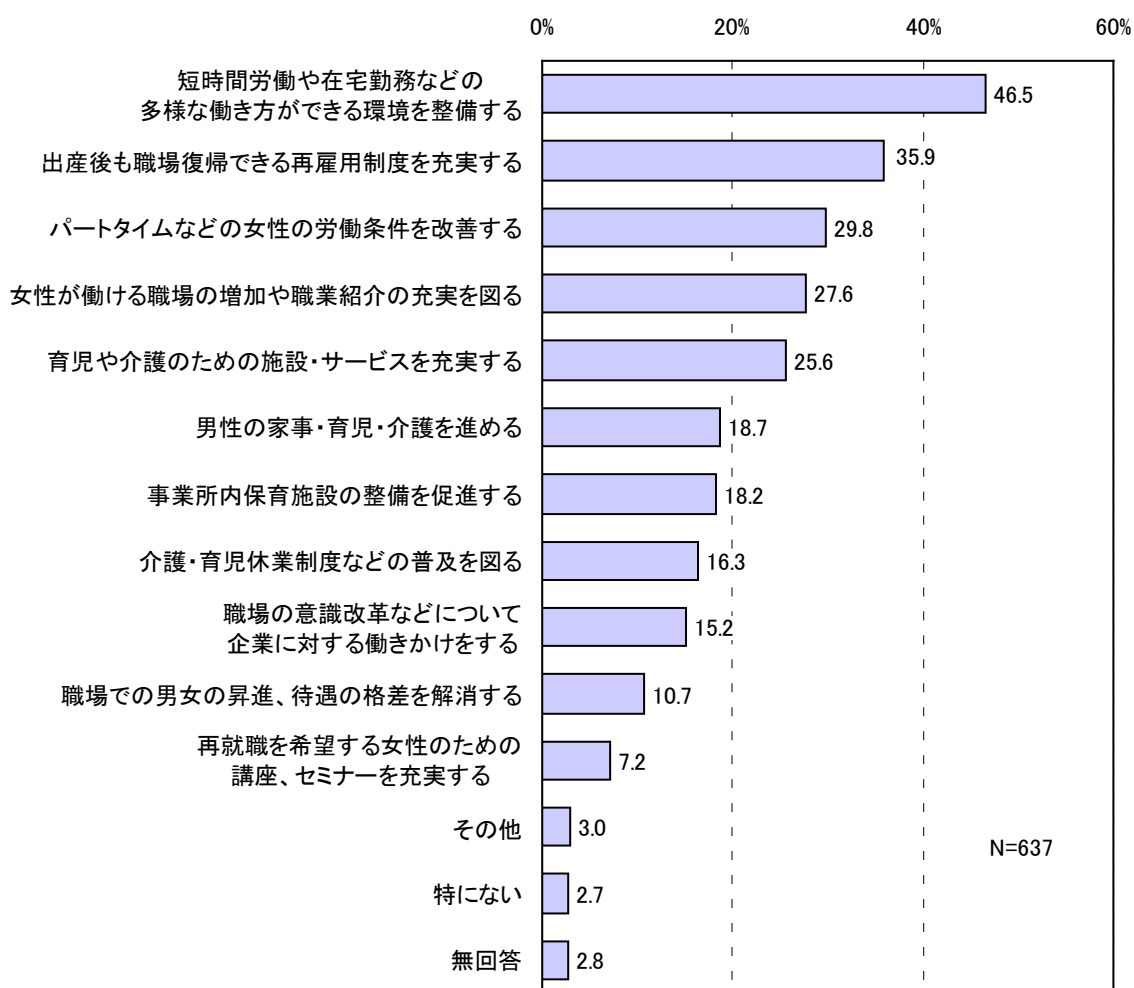
資料：町民アンケート結果

図 3-18 女性が職業を持つことについて



資料：町民アンケート結果

図 3-19 女性が働きやすい環境づくりのために重要なこと



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担を見直し、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、結婚や出産があっても女性が働き続けられるよう、支援に努めます。

① 雇用の場における機会均等の推進

男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律について、各種広報媒体の利用や講座開催により、事業主、労働者双方への周知・啓発・情報提供に努めます。

② 職場における性別役割分担意識解消と男女平等への啓発

職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。

③ 労働に関する相談事業の充実

職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。

④ ハラスメントのない職場の実現に向けた広報・啓発

セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。

2 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援

女性活躍推進法に基づき、正規・非正規雇用、起業、在宅ワークなど、それぞれ自分に合ったさまざまな条件、雇用形態での働き方が選択でき、かつ、いずれの働き方を選んでも安心して働きつづけることができるよう支援の充実に図るとともに、女性の再就職をはじめとする各種チャレンジを応援します。

① 女性の再就職や就労継続等への支援

就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換など女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報収集と提供に努めます。

また、女性の職業意識の向上やキャリア形成など、就労・再就職を支援する学習機会の提供や資格・技術の習得のための情報提供に努めます。

② 町女性職員の積極的育成・登用

町役場では、女性が活躍しやすい職場づくりのモデルとなるよう、派遣研修などを活用した人材育成に取り組み、町女性職員の管理職登用の推進に努めます。

3 農業や自営業等における女性の就労環境の改善

農業や商店経営などの家族経営や小規模事業所などにおける女性の就労環境の改善を図り、男女共同参画を推進します。

① 家族経営・小規模事業所などへの意識啓発

家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。

② 農業や商工業など自営業における女性の労働に対する適正評価への啓発

農業や商工業など自営業における家族従事者が共同経営者として、対等な立場で、経営と家庭生活の両面で相互に補完・協力し、能力が発揮できる関係づくりに向けて啓発に努めます。

(3) 管理指標と数値目標

管 理 指 標	平成 27 年度 (現状値)	平成 32 年度 (目標値)
職場での「昇格・昇進」について、男性の方が優遇されていると思う市民の割合	36.7%※	20%

※図 3-17 (P.45) 参照。「男性の方が非常に優遇されている」または「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合。



基本目標3 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり

1 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。

しかし、現実には様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とは言えない状況が見られます。

このような状況を見直し、これまで意思決定過程への参画が少なかった女性たちが社会のあらゆる分野に進出し、女性自身がさらに力量を高めていくこと（エンパワーメント※）が大切であり、また、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進める必要があります。

※エンパワーメント：

語源は「empowerment＝力をつける」で、最近では「その人らしく自立して生きる力を高めること」という意味で使われる。

（１）現状と課題

本町における意思決定過程への女性の参画度合いの一つの目安となる、審議会等の委員の女性割合は 27.6%（平成 27 年 10 月 1 日現在）となっており、福岡県内市町村の平均値（平成 26 年 4 月 1 日現在 29.1%）を下回っています。第 4 次福岡県男女共同参画計画の目標値（平成 32 年度）が 40%と設定されていることから、今後も引き続き登用促進の努力が必要です。

また、本町役場における管理職のうち女性の割合は 21.4%（平成 27 年 10 月 1 日現在）で、女性職員の割合（42.7%）のほぼ半分となっています。管理職への登用は、行政能力や管理能力、資質などを総合的に勘案して行っていますが、女性管理職を増やすことは、男女共同参画社会の実現を目指す行政にとって、重要な課題の一つです。さらなる職員の意識改革と人材育成の推進を図る必要があります。

一方、事業所や地域活動団体などについても、その意思決定過程に対する女性の参画が十分とは言えない状況がうかがえます。事業所に対しては、男女が共同参画すること

で新たな発想や組織の活性化を生み出し、女性の積極的登用や能力開発が事業所の成長にもつながることへの理解を求め、女性の参画促進を図る必要があります。

また、本町内の区長（自治会長）のうち女性の割合は 8.3%で、実際に多くの女性が携わっている地域活動団体においても、会長をはじめとした役職は男性で占められているケースが多く見られます。単に参加するだけでなく、意思決定や対外的な交渉にも参画することが女性自身のエンパワーメントにもつながることから、地域団体などの運営や活動においても男女共同参画が定着するよう働きかける必要があります。

さらに、男女共同参画社会基本法にも明示されているように、男女間の格差を改善するために必要な範囲内において一定の積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）をとることも必要です。

※ポジティブ・アクション：

男女の均等な機会および待遇の確保の支障となっている事情を解消することを目的とした取り組みのこと。その基本的な考え方は「女性であるがゆえに優遇する」ことではなく、これまでの性別役割分担意識等によって生じた差を解消することを通じて、均等な機会・待遇の実効性を確保するところにある。

（２）施策の基本的方向

１ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定の場へ女性の積極的な登用を引き続き促進していくとともに、行政においては、人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を進めます。

① 審議会等における女性登用の積極的拡大

審議会等における委員選定時の女性委員割合の原則 40%以上を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、女性委員の登用に努めます。

また、子育て中の女性も委員として社会参画できるように、託児など女性委員参画のための環境づくりに努めます。

② 行政における男女共同参画の推進

性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、介護や育児などの休暇を取得しやすい体制づくりなど、町が事業者の模範となるための取組を進めます。

2 事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進

事業所や地域活動団体においても、女性の登用や参画が促進されるよう、啓発と情報提供に努めます。

① 事業所や地域活動団体等に対する男女共同参画についての啓発

事業所や地域活動団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発や情報提供を進めます。

また、事業所や地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、事業所には女性の管理監督職への登用や職域拡大を、地域活動団体等には団体役員に女性を登用するなど、方針決定の場に参画できるよう啓発に努めます。

3 女性リーダーの育成

方針決定の場へ女性が積極的に参画するよう、女性自身の意識や行動の改革を促すとともに、女性リーダーの育成と女性が能力を十分に発揮できる環境づくりを図ります。

① 女性リーダー育成のための取組

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、女性の多様な考え方や能力を十分に発揮できる環境づくりに向けた意識啓発を進めるとともに、地域活動における女性リーダー育成のための研修や講座等の機会と情報の提供に努めます。

(3) 管理指標と数値目標

管 理 指 標	平成 27 年度 (現状値)	平成 32 年度 (目標値)
町の審議会などの女性委員の割合	27.6%	40%
町職員の管理職に占める女性の割合	21.4%	30%
区長（自治会長）に占める女性の割合	8.3%	12%

2 地域社会への男女共同参画の促進

地域社会は、豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが重要です。

しかし、単身世帯の増加や孤立化、共働き世帯の増加など家族形態や社会環境の変化の中、地域活動等に参加する機会が減少し、地域への帰属意識が希薄になってきています。そのような中、子どもや高齢者が安心して暮らせる環境の確保、さらには防犯・防災、住環境など地域が抱えるさまざまな課題に対応できる地域力を高め、持続していくには、それらの活動を男女がともに担い、性による偏りを無くすなど、地域における男女共同参画が不可欠です。特に、まちづくり・防犯・防災活動への女性の参画、子育て支援活動等への男性の参画など、従来、特定の性や年齢層で担われてきた分野への男女双方の参画など、男女共同参画の視点を反映させることが重要となっています。

また、地域の男女共同参画を実現していくためには、地域で暮らすさまざまな立場の町民が地域活動に参加・参画するための意識啓発や情報提供が必要です。さらに、性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず地域社会の一員として、誰もが主体的に地域活動に貢献できる体制づくりや、地域ネットワークの構築と活動団体などに対する支援が必要です。

(1) 現状と課題

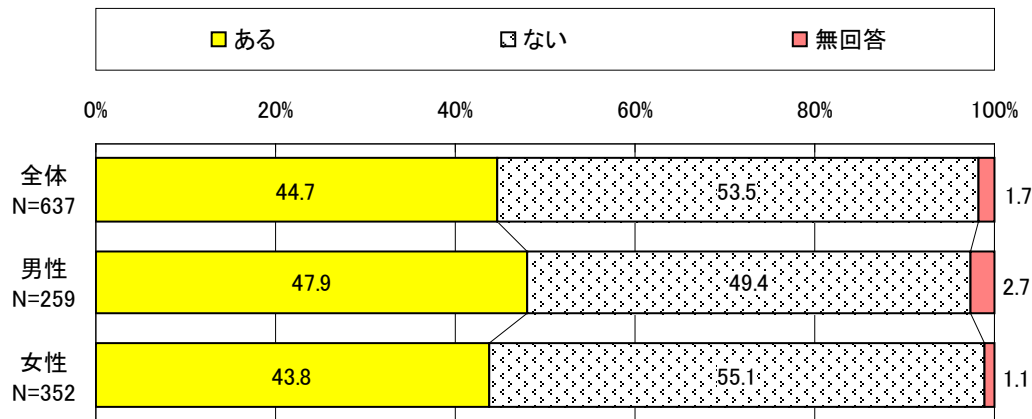
本町では、第5次桂川町総合計画におけるまちづくりの重点課題の1つとして、「地域社会の変化に対応した、町民との協働のまちづくりの仕組づくり」を掲げ、「地域コミュニティ活動を中心とした住民自治の促進」を進めています。また、平成27年4月1日に施行した「桂川町自治基本条例」では、男女共同参画の推進とともに、まちづくりの重要な担い手である地域コミュニティの役割などについて定めており、このような町民参画と協働によるまちづくりには、幅広い年齢層の男女が対等な存在として、連携しながら地域活動に参加・参画することが求められます。

町民アンケート結果によると、この1年間に地域活動に参加したことがあると回答した人の割合は全体の44.7%で(図3-20参照)、活動分野別の参加度合いには性別による違いが見られます(図3-21参照)。また、地域活動参加の障害となるものとしては、仕事の忙しさとともに、「どんな活動があるのかわからない」という情報不足を指摘する回答が上位にあがっていました(図3-22参照)。今後はこれらを参考に、地域社会への男女共同参画をさらに促進するため、活動団体間のネットワーク化等に関する情報提

供を行うとともに、町民、地域活動団体、事業者と行政との協働による事業を推進していくことが重要です。

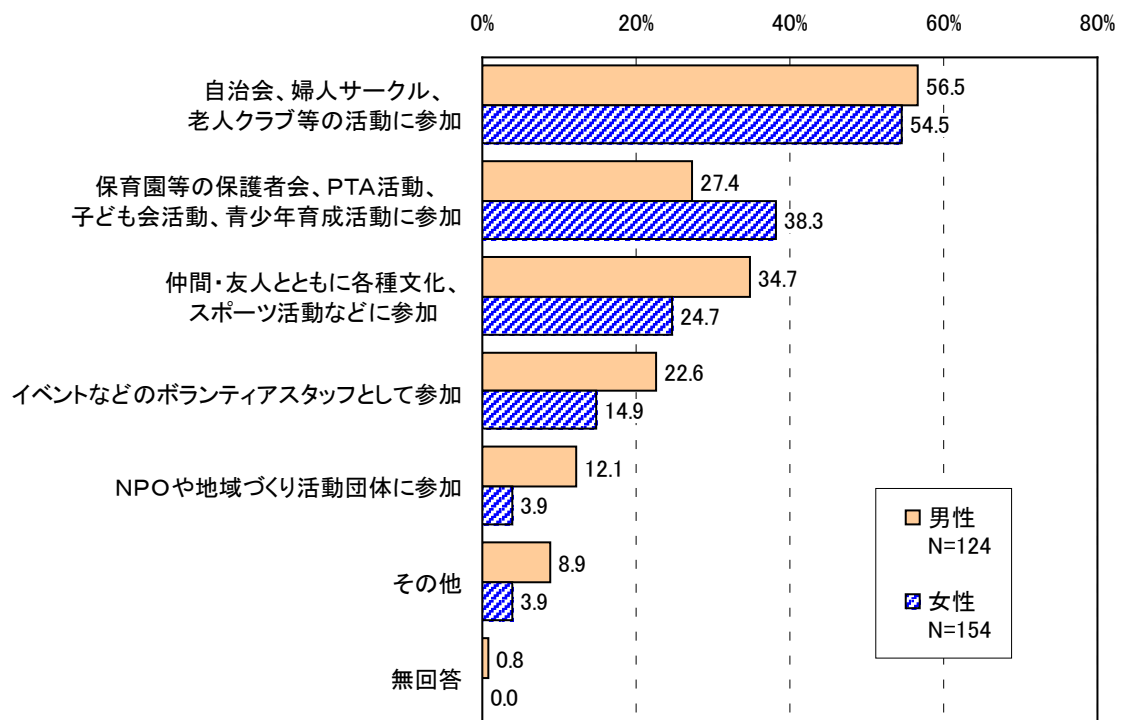
また、地域の安全・安心という見地からは、東日本大震災の教訓を活かし、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対応を行うとともに、さまざまな立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。

図 3-20 この1年間に地域活動に参加したことがあるか



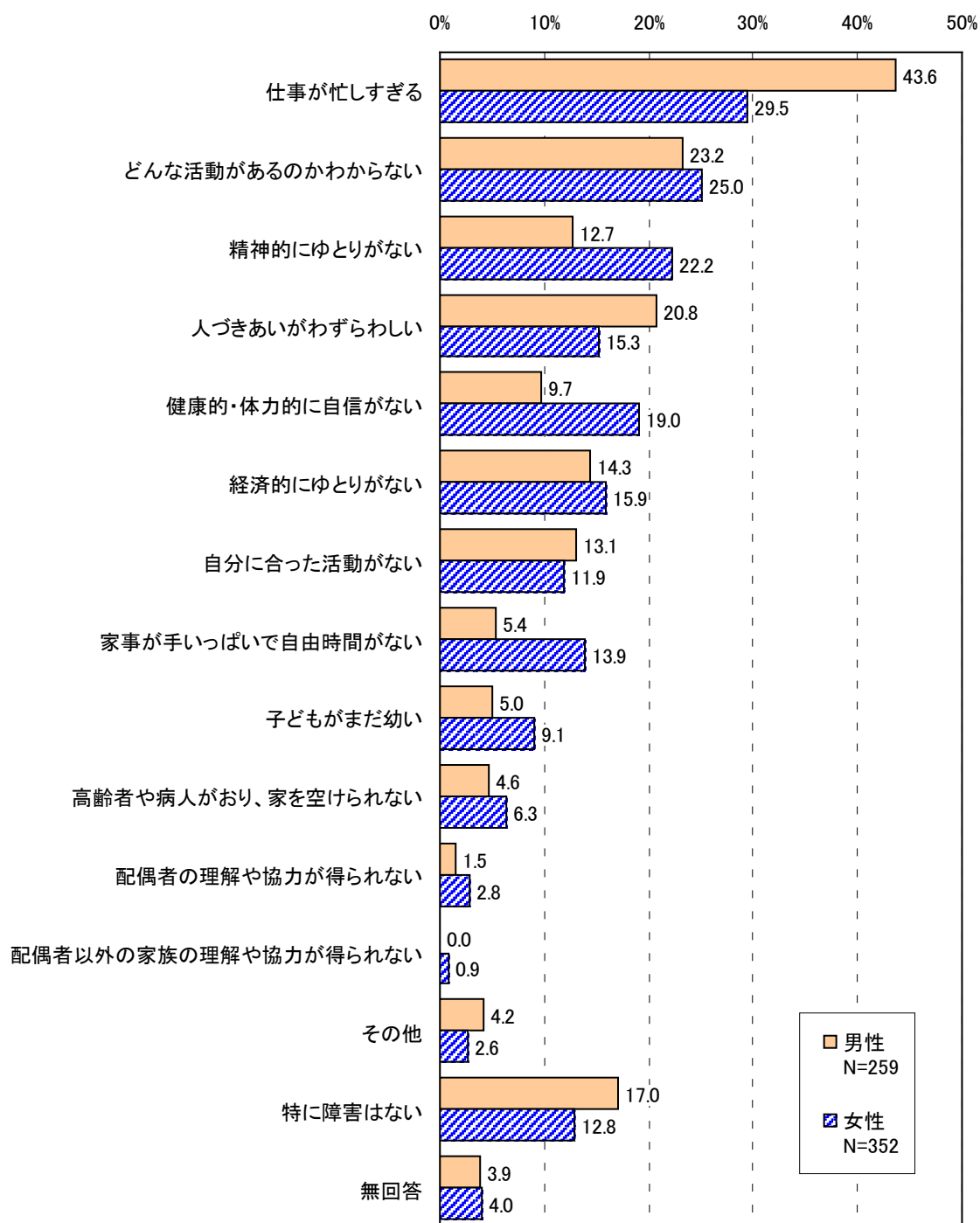
資料：町民アンケート結果

図 3-21 どのような地域活動に参加したか



資料：町民アンケート結果

図 3-22 今後、地域活動に参加するとしたら、障害になることがあるか



資料：町民アンケート結果

(2) 施策の基本的方向

1 男女協働による地域コミュニティづくり

コミュニティ活動をはじめ、ボランティア活動、環境保全活動など、多様な地域活動への参画に向けた意識啓発を行うとともに、「桂川町地域福祉計画」と連携し、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず誰もが生きがいをもって地域活動に参画できる男女協働によるコミュニティづくりを推進します。

① 地域社会での男女平等意識の啓発

地域社会での男女の対等な関係づくりと、さまざまな活動の中で常に男女平等意識が浸透するように継続的な啓発の充実に努めます。

② 地域活動における男女共同参画の促進

さまざまな地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。

また、男性の地域活動や子育て支援活動、ボランティア活動への参加を促す機会や情報の提供、相談、啓発の充実に努めます。

さらに、地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。

③ 青少年の地域活動への参画促進

地域の子ども会や学校と連携し、アンビシャス広場や夢・人・未来塾など、青少年の居場所づくりを進めるとともに、青少年の地域活動への参加を促進し、地域づくりへの参画意識を啓発します。

④ 高齢者の自立支援と地域活動への参画促進

高齢者が気軽に通える教室などを開催し、地域において高齢者が集える場所づくりを促進し、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画を図ります。

また、育児経験者や退職者などがもつ経験を活用することができるよう、「嘉麻・桂川広域シルバー人材センター」の活動など、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。

⑤ 障がい者の自立支援と地域活動への参加促進

障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するための支援の充実と環境の整備を図ります。

⑥ 国際理解と国際交流の推進

地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人も地域の一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を促進します。

⑦ 地域活動団体への活動支援

各種地域活動の活性化を図るため、地域活動団体のネットワーク化やステップアップに向けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化などの支援を行います。

また、町民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。

2 防災における男女共同参画の促進

男女のニーズの違いや、障がい者、高齢者など、災害時に困難に直面する人々に配慮すること、また、性別や年齢にかかわらず防災に参画することなど、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組みます。

① 防災の企画・立案における女性の参画促進

地域防災計画や各種対応マニュアルの策定等の企画・立案において、女性の参画を促進することで、様々な立場の人のニーズに配慮するよう努めます。

② 自主防災組織等への女性の参画促進

自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画の向上を働きかけるとともに、女性消防団員の確保に努めます。

(3) 管理指標と数値目標

管 理 指 標	平成 27 年度 (現状値)	平成 32 年度 (目標値)
地域活動の中で、男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合	29.7%※	50%
直近 1 年間に地域活動に参加したことが「ある」町民の割合	44.7%	60%
女性消防団員の人数	6 人	10 人

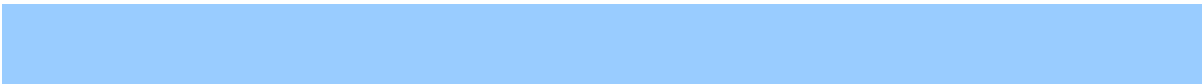
※図 3-3 (P.24) 参照。





第4章

計画の推進と推進体制の整備



1 庁内推進体制の充実

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画では特に重要と思われる取組を掲載していますが、すべての町職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行することが重要となります。

全庁をあげて男女共同参画を推進するため、「(仮称) 桂川町男女共同参画推進会議」を設置し、推進する上での問題や改善すべき点等を共有することで庁内推進体制の充実を図ります。

また、町職員一人ひとりに対し、男女共同参画に関する研修や男女共同参画施策を全庁的に推進する中で理解の浸透を図るとともに、町役場が一つの事業所として、男女が働きやすい職場づくりの手本となるよう取組を進めます。

2 町民・事業者等との連携の推進

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりがその意義を十分に理解し、他人事でなく自らのこととして取り組むとともに、事業者等の主体的な参画が必要です。

そのため、桂川町自治基本条例第22条第2項の男女共同参画の推進に関する事項を定める「(仮称) 桂川町男女共同参画推進条例」を制定し、町、町民、事業者等の果たすべき役割を明らかにするとともに、その条例に基づき、それぞれがそれぞれの役割を担いながら、男女共同参画を推進することとします。

また、町は町民や事業者等との連携を進め、事業を協働で実施したり、町民や事業者等が実施する男女共同参画に関する事業には積極的に協力するなど、協働による男女共同参画を推進します。

さらに地域活動団体等の地域資源を活用するとともに、男女共同参画を推進する団体や人材の育成を進めることにより、持続性のある取組を可能にする環境づくりを行います。

3 国、県、他市町村との連携及び協力

本計画の効果的な推進を図るため、国、県、他市町村との連携や交流を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

また、国、県及びその他関係機関に対して、計画の推進上、必要な事項についての要請を行います。

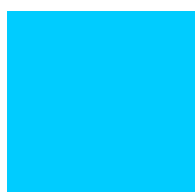
4 計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況の把握、点検、評価など進行管理に努め、その状況について「（仮称）桂川町男女共同参画推進会議」及び「桂川町男女共同参画施策推進協議会」への報告を行い、計画の着実な推進を図ります。

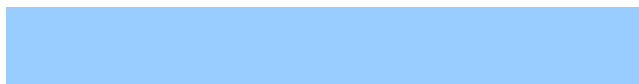
また、計画及び計画の進捗状況について広く町民に公表します。

●管理指標一覧

管 理 指 標	平成 27 年度 (現状値)	平成 32 年度 (目標値)	参照頁
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」町民の割合	45.5%	60%	22
「男女共同参画社会」という言葉を「内容までよく知っている」町民の割合	5.0%	50%	
学校の中で男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合	49.3%	60%	27
「交友関係や電話やメールを細かく監視」することが「DVだと思う」男性の割合	53.7%	80%	34
「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった女性の割合	13.4%	0%	
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉を「内容までよく知っている」町民の割合	4.4%	30%	38
町男性職員の育児休暇に関する特別休暇取得率 (取得可能日数 5 日のうち 3 日以上取得した者の割合)	20.0%	50%	
家庭における役割分担 「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合	48.8%	30%	42
家庭における役割分担 「病人・高齢者の世話（介護）」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合	53.4%	30%	
職場での「昇格・昇進」について、男性の方が優遇されていると思う町民の割合	36.7%	20%	48
町の審議会などの女性委員の割合	27.6%	40%	51
町職員の管理職に占める女性の割合	21.4%	30%	
区長（自治会長）に占める女性の割合	8.3%	12%	
地域活動の中で、男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合	29.7%	50%	57
直近 1 年間に地域活動に参加したことが「ある」町民の割合	44.7%	60%	
女性消防団員の人数	6 人	10 人	



資 料 編



1 男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
1975 年 (昭 50 年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコ・シティ）で「世界行動計画」を採択	・「婦人問題企画推進本部」発足 ・総理府婦人問題担当室設置	
1976 年 (昭 51 年)	・「国連婦人の 10 年」始まる（1976 年～1985 年）	・民法一部改正（離婚後の氏を選択自由に） ・第 1 回日本婦人問題会議（労働省）	
1977 年 (昭 52 年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館が嵐山町に開館	
1978 年 (昭 53 年)			・「婦人関係行政推進会議」設置 ・「福岡県婦人問題懇話会」設置
1979 年 (昭 54 年)	・第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		・「婦人対策室」設置
1980 年 (昭 55 年)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）－女子差別撤廃条約の署名式	・民法一部改正（配偶者の法定相続分 1/3→1/2）	・婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 ・「福岡県行動計画」策定
1981 年 (昭 56 年)	・ILO 第 156 号条約の採択（ILO 総会）（男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）	・国内行動計画後期重点目標発表	
1982 年 (昭 57 年)		・女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	・「福岡県行動計画」改訂 ・婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出
1985 年 (昭 60 年)	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議開催（ナイロビ）－「ナイロビ将来戦略」採択 ・NGO フォーラム開催	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成立 ・労働基準法一部改正（施行は昭 61 年）	・婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1986 年 (昭 61 年)		・「男女雇用機会均等法」施行	・「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 ・第 2 次行動計画策定
1987 年 (昭 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1988 年 (昭 63 年)		・「改正労働基準法」施行	

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
1989 年 (平元年)		- 法例一部改正（婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等） - 学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	
1990 年 (平2年)	「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連・経済社会理事会） - ILO 第 171 号条約（夜業に関する）採択（ILO 総会）		
1991 年 (平3年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 - 育児休業法成立（施行は平4年）	- 婦人問題懇話会提言提出 「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更
1992 年 (平4年)		初の婦人問題担当大臣設置	
1993 年 (平5年)	- 世界人権会議（ウィーン） 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会）	パートタイム労働法成立	
1994 年 (平6年)	- ILO 第 175 号条約（パートタイム労働に関する）採択（ILO 総会） - 国際人口・開発会議開催（カイロ）	- 総理府男女共同参画室発足 - 内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置	
1995 年 (平7年)	- 社会開発サミット開催（コペンハーゲン） - 第4回国連世界女性会議開催（北京） 「行動綱領」「北京宣言」の採択	「育児・介護休業法」の成立、施行（一部平11年施行） - ILO 第 156 号条約批准	女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」
1996 年 (平8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	- 第3次「福岡県行動計画」策定 「福岡県女性総合センター」開館
1997 年 (平9年)		- 労働基準法一部改正（女子保護規定の廃止等、施行は平11年） - 男女雇用機会均等法一部改正（セクハラについての事業主配慮義務を規定、一部を除き平11年施行）	

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
1997 年 (平 9 年)		- 男女共同参画審議会設置法及び男女共同参画審議会令公布 - 労働省婦人局が女性局、婦人少年室が女性少年室に名称変更 「介護保険法」成立	
1999 年 (平 11 年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する人事院規則」の施行 「男女共同参画社会基本法」成立、施行	
2000 年 (平 12 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立	「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置
2001 年 (平 13 年)		- 内閣府に男女共同参画局設置 - 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称DV防止法）成立 「男女共同参画週間」設定（6 月 23 日～29 日）	「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 「福岡県男女共同参画推進条例」公布、施行
2002 年 (平 14 年)		DV防止法全面施行	「福岡県男女共同参画審議会」設置 「福岡県男女共同参画計画」策定
2003 年 (平 15 年)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立 「次世代育成支援対策推進法」成立	「福岡県女性総合センター」が「福岡県男女共同参画センター」へ名称変更
2004 年 (平 16 年)		- DV防止法一部改正（暴力の定義拡大等、同年施行） 「育児・介護休業法」一部改正（育児休業期間の延長等、平 17 年施行）	
2005 年 (平 17 年)	「北京+10」（第 49 回国連婦人の地位委員会）開催	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を閣議決定	福岡県男女共同参画審議会答申「第 2 次福岡県男女共同参画計画についての考え方」
2006 年 (平 18 年)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立 「男女雇用機会均等法」改正	「第 2 次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
2007 年 (平 19 年)		・「DV 防止法」改正（保護命令の拡充など） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2009 年 (平 21 年)		・「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度の義務づけなど） ・女子差別撤廃委員会の最終見解公表	
2010 年 (平 22 年)	・「北京+15」（第 54 回国連婦人の地位委員会）開催	・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」を閣議決定	・福岡県男女共同参画審議会答申「第 3 次福岡県男女共同参画計画についての考え方」
2011 年 (平 23 年)			・「第 2 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・「第 3 次福岡県男女共同参画計画」策定
2013 年 (平 25 年)		・「DV 防止法」改正（適用対象範囲の拡大など） ・「日本再興戦略」策定	
2014 年 (平 26 年)	・「男女共同参画計画及び女性のエンパワメントに関するアジア太平洋会合」開催	・『「日本再興戦略」改訂 2014-未来への挑戦-』を閣議決定	
2015 年 (平 27 年)	・「北京+20」（第 59 回国連婦人の地位委員会）開催	・『「日本再興戦略」改訂 2015-未来への投資・生産性革命-』を閣議決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」を閣議決定	・福岡県男女共同参画審議会答申「第 4 次福岡県男女共同参画計画についての考え方」 ・「第 3 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」
2016 年 (平 28 年)			・「第 3 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・「第 4 次福岡県男女共同参画計画」策定

2 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の

あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する

責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以

外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（以下略）

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、

その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町 村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者から

の暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者か

らの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該

- 配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならない こと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効

力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同じ居している子及び配偶者と同じ居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することがで きる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 立人の住所又は居所の所在地
- 二 該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に 重大な危害を受けるおそ

れが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消し

た場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用

（次号に掲げる費用を除く。）

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認め者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
-----	-----	---

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項第十条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条―第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条―第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条―第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条―第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第六項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性

の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継

続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（略）

5 桂川町男女共同参画施策推進協議会設置要綱

告示第 88 号

平成 27 年 5 月 22 日

桂川町要綱第 12 号

(設置)

第 1 条 本町における男女の人権の尊重と男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、桂川町男女共同参画施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、おおむね委員 10 人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募による町民（町内で働く者を含む）
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。
ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 その職にあることにより、委員になった者が当該職を辞任したときは、委員の職も辞任したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 7 条 協議会において必要と認めるときには、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

6 桂川町男女共同参画施策推進協議会委員名簿

	団体又は機関	団体役職名	氏 名
1	桂川町議会	文教・厚生委員会	◎青柳 久善
2	桂川町社会福祉協議会	福祉活動専門員	小林ベティ和恵
3	桂川町教育委員会	教育委員	○大塚 敏子
4	桂川町区長会	笹尾一区 区長	手島 恵美子
5	桂川町民生児童委員協議会	民生児童委員	田中 節子
6	桂川町人権擁護委員会	代表	樋口 惇
7	男女共同参画推進ネットワーク ぼろんて21桂川	代表	白石 奈緒美
8	学識経験者		三宅 浩志
9	公募委員		前田 説生
10	公募委員		池田 静子

◎：会長 ○：副会長

任期：平成27年8月17日～平成29年3月31日

7 桂川町男女共同参画施策推進協議会開催状況

開 催 日	議 題
平成27年8月17日	(1) 町民アンケート（案）について
平成27年11月6日	(1) 町民アンケート結果報告について (2) 基本計画体系（案）、骨子案について
平成28年1月15日	(1) 桂川町男女共同参画基本計画（素案）について (2) 計画の基本理念について (3) 管理指標と数値目標について
平成28年2月4日	(1) 桂川町男女共同参画基本計画（素案）について
平成28年3月10日	(1) 桂川町男女共同参画基本計画（案）について

桂川町男女共同参画基本計画

平成 28 年 3 月

発	行	福岡県桂川町
企画・編集		桂川町健康福祉課

〒820-0693	福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地
	TEL (0948) 65-0001
	FAX (0948) 65-0078
	E-mail : koreisha-josei@town.keisen.lg.jp



桂川町